

令和元事業年度

事業報告書

自 平成31年4月 1日

至 令和 2年3月31日

独立行政法人農畜産業振興機構

目 次

1	法人の長によるメッセージ	1
2	法人の目的、業務内容	2
	(1) 法人の目的	
	(2) 業務内容	
3	政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	3
4	中期目標	5
	(1) 第4期中期目標期間（平成30年～令和4年）の概要	
	(2) 一定の事業等のまとめりと目標	
5	法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	7
	(1) 行動憲章	
	(2) 運営上の方針・戦略等	
6	中期計画及び年度計画	8
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	21
	(1) ガバナンスの状況	
	(2) 役員等の状況	
	(3) 職員の状況	
	(4) 重要な施設等の整備等の状況	
	(5) 純資産の状況	
	(6) 財源の状況	
	(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
8	業務運営上の課題・リスク及びその対応策	26
	(1) リスク管理の状況	
	(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9	業務の適正な評価の前提情報	28
	(1) 畜産（肉畜・食肉等）関係	
	(2) 畜産（酪農・乳業）関係	
	(3) 野菜関係	
	(4) 特産関係（砂糖・でん粉）	
	(5) 情報収集提供	
10	業務の成果と使用した資源との対比	41
	(1) 自己評価（平成31（令和元）年度項目別評価総括表）	
	(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況	
11	予算と決算の対比	43

1 2	財務諸表	44
(1)	貸借対照表	
(2)	行政コスト計算書	
(3)	損益計算書	
(4)	純資産変動計算書	
(5)	キャッシュ・フロー計算書	
1 3	財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	47
(1)	貸借対照表	
(2)	行政コスト計算書	
(3)	損益計算書	
(4)	純資産変動計算書	
(5)	キャッシュ・フロー計算書	
1 4	内部統制の運用に関する情報	49
1 5	法人の基本情報	49
(1)	沿革	
(2)	設立に係る根拠法	
(3)	主務大臣	
(4)	組織体制	
(5)	事務所の所在地	
(6)	主要関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7)	主要な財務データ（法人単位）の経年比較	
(8)	翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）	
1 6	参考情報	57
(1)	要約した法人単位財務諸表の科目の説明	
(2)	その他公表資料等との関係の説明	

1 法人の長によるメッセージ

独立行政法人農畜産業振興機構（Agriculture & Livestock Industries Corporation。以下「ALIC」という。）は、旧農畜産業振興事業団及び旧野菜供給安定基金を母体として平成15年10月1日に設立されました。

以来、農畜産業分野の政策実施機関として、農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与することを使命に、我が国の農業総産出額の約7割を占め、国民の皆様の消費生活において重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の安定供給を図るため、生産者の経営安定対策、需給調整・価格安定対策、家畜疾病や自然災害等の発生に対応する緊急対策や農畜産物の生産・流通等に関する情報収集提供等の業務を実施してまいりました。

第4期中期目標期間の2年目である令和元年度は、経営安定対策を中心に需給調整・価格安定対策及び需給等に関する情報の収集・分析・発信を行ったほか、台風等で被災した畜産農家やCSF（豚熱）の発生農家等の経営継続や新型コロナウイルス感染症への対応を図るため、緊急対策の実施に機動的に対応してまいりました。

また、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11 協定」という。）及び日・EU 経済連携協定（以下「日 EU・EPA」という。）の発効（それぞれ平成30年12月30日、平成31年2月1日）に伴い追加された、新たな業務も実施することとなりました。具体的には、肉用牛・養豚の経営安定対策である肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）・養豚経営安定対策事業（豚マルキン）が従来の予算事業から法律に基づく交付金制度となったほか、砂糖の価格調整制度について輸入加糖調製品が新たに調整金徴収の対象に追加されました。これらについては、限られた時間の中、円滑かつ確実に実施されるようシステムの整備や関係者への周知等につき、着実に準備を進めた上で開始しております。

一方、組織運営につきましては、TPP11 協定の発効に伴う業務内容の変更等に対応するための組織体制の見直しを行ったほか、独立行政法人としての公共的な使命を的確に果たしうよう、内部統制の強化、コンプライアンス意識の醸成等に精力的に取り組んでいるところです。

本事業報告書が、ALICの様々な活動についてご理解をいただく一助になることを願っております。

独立行政法人 農畜産業振興機構

理事長 佐 藤 一 雄



2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的（独立行政法人農畜産業振興機構法 第3条）

A L I Cは、畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的としています。

(2) 業務内容

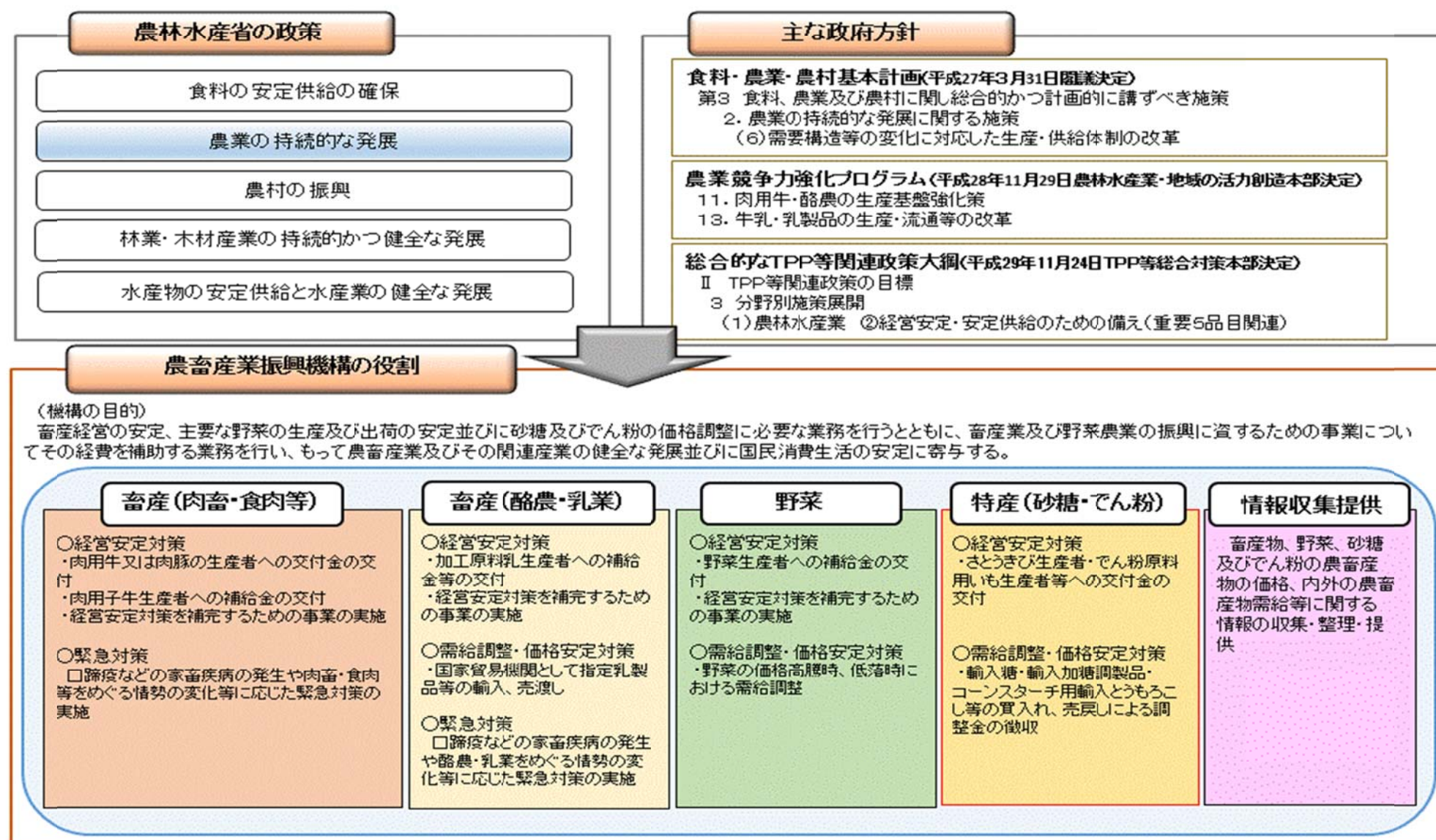
- ア 肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための肉用牛及び肉豚についての交付金の交付
- イ 加工原料乳生産者の経営の安定等を図るための生産者補給交付金等及び集送乳調整金の交付
- ウ 国際約束数量（カレントアクセス）に基づく指定乳製品等の輸入、売渡し、交換及び保管
- エ 内外価格差の調整を図るための機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し
- オ 畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業（畜産業振興事業）への補助
- カ 肉用子牛生産者の経営の安定を図るための肉用子牛についての生産者補給交付金等の交付
- キ 野菜生産者の経営の安定等を図るための指定野菜についての生産者補給交付金等の交付
- ク 野菜生産者の経営の安定等を図るためのあらかじめ締結した契約に基づき指定野菜を確保する場合における交付金の交付
- ケ 野菜価格安定法人が行う業務への補助
- コ 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業（野菜農業振興事業）への補助
- サ 砂糖の価格調整を図るための輸入に係る指定糖・異性化糖等及び輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し
- シ さとうきび生産者の経営の安定を図るための甘味資源作物交付金の交付及び国内産糖製造事業の経営の安定を図るための国内産糖交付金の交付
- ス でん粉の価格調整を図るための輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し
- セ かんしょ生産者の経営の安定を図るためのでん粉原料用いも交付金の交付及び国内産いもでん粉製造事業者の経営の安定を図るための国内産いもでん粉交付金の交付
- ソ 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供

3 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

A L I Cは、食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）（以下「基本計画」という。）における農畜産業及び関連産業の持続的な発展に関する施策について、国民生活上重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉（以下「農畜産物」という。）を対象に、生産者の経営安定や安定供給を図るため、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、家畜疾病や自然災害等に係る緊急対策、情報収集提供業務等を的確に実施することを通じて、農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与するという役割を担っています。

（参考）図 1 独立行政法人農畜産業振興機構 政策体系図

独立行政法人農畜産業振興機構 政策体系図



4 中期目標

(1) 第4期中期目標期間（平成30年～令和4年）の概要

我が国は、超高齢化社会や人口減少社会の到来といった国内の社会情勢の変化だけでなく、グローバル化の進展といった世界的な環境の変化に直面しています。農業分野においても、食料の安定供給を確保するとともに、農畜産業の持続的な発展に向けた国際競争力の強化等のためのスピード感のある取組が求められています。このため、政府においては、基本計画に基づき、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進することとしています。

また、TPP11協定の締結に伴い決定された総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）において、牛肉、豚肉、乳製品及び甘味資源作物について経営安定対策の充実等の措置を講ずることとされ、また、農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）の下で、肉用牛・酪農の生産基盤の強化及び牛乳・乳製品の流通等の改革を推進することとされました。さらに、日EU・EPAの大枠合意を受けて、平成29年11月24日に改定された総合的なTPP等関連政策大綱では、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、農業生産者の経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしています。

このように、ALICの実施する経営安定対策や需給調整・価格安定対策等の業務は、国の施策の推進において一層重要となっていることから、ALICとしては引き続き国との連携を強化しつつ、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、独立行政法人として国民の期待と信頼に応えて機動的かつ効率的に業務を実施することを通じて、本中期目標の達成を図ることが求められています。

中期目標の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/keikaku.html>

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

セグメント	主な目標
畜産（肉畜・食肉等）関係	(1) 経営安定対策 畜産経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、肉用子牛、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付、肉畜・食肉等に係る補助事業等を実施 (2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施

畜産（酪農・乳業） 関係	（１）経営安定対策 酪農経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、加工原料乳についての交付金の交付及び酪農・乳業に係る補助事業等を実施 （２）需給調整・価格安定対策 指定乳製品等の需給の安定を図るため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、畜産経営安定法に基づき、指定乳製品等の買入れ、売渡し等を実施 （３）緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施
野菜関係	（１）経営安定対策 生産者の経営安定と野菜の安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を実施 （２）需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握するとともに野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業を実施
特産関係（砂糖・でん粉）	（１）経営安定対策 地域経済におけるその重要性に鑑み、実需者ニーズに対応した生産や生産性の向上に向けた取組を推進し、価格調整制度による国内生産の安定を図るため、交付金の交付等を実施 （２）需給調整・価格安定対策 砂糖及びでん粉の内外価格差の調整を図るため調整金の徴収を実施
情報収集提供	農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営の安定に資する情報等を適時適切に提供すること等を通じて、生産者の経営安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、情報収集提供業務を実施

5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

A L I C の理念を表した「行動憲章」及び運営上の方針・戦略等は、以下のとおりです。

(1) 行動憲章

独立行政法人農畜産業振興機構

行動憲章

独立行政法人農畜産業振興機構は、我が国の農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民の消費生活の安定に寄与するという使命を担っている。

ALIC 役職員は、こうした使命を果たすに当たり、公的資金を用いて国民生活において重要な農畜産物の安定供給を確保するという責務とその説明責任を深く自覚し、誇りと緊張感をもって業務に臨むとともに、農畜産物の生産・消費の現場に目を向けつつ、以下の指針に基づき、国民へのより良いサービスの実現に最善を尽くす。

- 1 法令と社会規範を遵守し、高い倫理観を保持する。
- 2 効率的かつ的確に業務を遂行する。
- 3 幅広い専門知識やノウハウを、蓄積・継承する。
- 4 真摯なコミュニケーションを通じ、職場内外での連携を深める。
- 5 情勢の変化に常に注意を払い、柔軟かつ迅速に対応する。

(2) 運営上の方針・戦略等

我が国の農畜産業は、TPP11 協定や日 EU・EPA 等の発効に伴い新たな国際環境に入り、その体質強化と成長産業化を進めることが焦眉の急となっています。こうした中で、生産者の経営安定に万全を期すため、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）、養豚経営安定対策事業（豚マルキン）が法制化されたほか、砂糖の価格調整制度の対象に加糖調製品が新たに追加されました。

これら A L I C の実施する経営安定対策や需給調整・価格安定対策等の業務は、TPP 対策の根幹となるものであり、その執行に万全を期すことが求められています。このため、執行体制の整備や制度の事前説明会等を行ってきたところであり、今後とも業務の執行状況を見ながら対応に遺漏なきを期すこととしています。

また、近年多発する自然災害や家畜疾病等については、独立行政法人としての機動性を活かしつつ、緊急対策を迅速かつ的確に実施しなければならないと考えており、このための体制をより一層有効に機能させていく考えです。

さらに、新たな国際環境の下、日本食に対する世界的な関心も高まる中で、我が国の農畜産物の輸出動向、世界各国の対日輸出戦略や輸出余力などに係る情報を的確に収集・提供することが求められるとともに、ASF（アフリカ豚熱）など世界的に伝播し

ている伝染性の高い家畜疾病や新型コロナウイルスの状況等に係る情報収集もこれまで以上に重要となっているものと考えています。

6 中期計画及び年度計画

A L I C は、中期目標を達成するための中期計画と、これに基づく年度計画を作成しています。第4期（平成30年度～令和4年度）中期計画、平成31（令和元）年度計画及び業務実績の概要は表1のとおりです。

中期計画及び年度計画の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/keikaku.html>

中期計画、平成 31（令和元）年度計画及び業務実績の概要

中期計画の概要	平成 31（令和元）年度計画の概要	令和元年度の業務実績の概要
第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務		
（1）経営安定対策		
☆ 肉用牛交付金の交付（販売確認申出書提出期限から 35 業務日以内に交付） 【重要度：高】	☆ 肉用牛交付金の交付（販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付）	- 販売確認申出書の提出期限から、全て 35 業務日以内に交付（18,197 件） - 平成 30 年 12 月末の TPP11 協定の発効に伴い、従来の予算事業から法制化された交付金制度として新たに業務をスタートすることとなったが、事業関係者に対し丁寧に制度の周知を行うことにより、引き続き適切に交付金の交付等を実施 - また、8 月から 9 月にかけての大雨・台風による被災生産者等への支援対策として、生産者負担金の納付期限の延長等を実施 - 本年度は全ての月において平均粗収益が平均コストを上回ったため、交付金交付の実績なし - 平成 30 年 12 月末の TPP11 協定の発効に伴い、従来の予算事業から法制化された交付金制度として新たに業務をスタートすることとなったが、事業関係者に対し丁寧に制度の周知を行うことにより、引き続き適切に事務を実施 - また、豚熱（CSF）の発生及び 8 月から 9 月にかけての大雨・台風による被災生産者等への支援対策として、生産者負担金の納付期限の延長
☆ 肉豚交付金の交付（販売確認申出書提出期限から 30 業務日以内に交付） 【重要度：高】	☆ 肉豚交付金の交付（販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付）	

中期計画の概要	平成 31（令和元）年度計画の概要	令和元年度の業務実績の概要
◇ 肉用子牛生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 14 業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 肉用子牛生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 14 業務日以内に交付）	等を実施 ・ 指定協会からの交付申請書の受理後、全て 14 業務日以内に交付金等を交付（229 件）
◇ 畜産業振興事業の実施（新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施）	◇ 畜産業振興事業の実施（新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施）	・ 第 2 の 6 参照（P. 15-16）
（2）緊急対策		
◇ 緊急対策の実施（国の要請から原則 18 業務日以内に事業実施要綱の制定） 【難易度：高】	◇ 緊急対策の実施（国の要請から原則 18 業務日以内に事業実施要綱の制定）	・ CSF の発生に伴う野生イノシシへの経口ワクチン散布等への支援、及び 8 月から 9 月にかけての大雨・台風による畜舎等の損壊や停電等の被害を受けた生産者への支援対策として措置された 41 事業全てについて、国からの要請文受理後、18 業務日以内に事業実施要綱を制定
2 畜産（酪農・乳業）関係業務		
（1）経営安定対策		
◇ 加工原料乳生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 18 業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 加工原料乳生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 18 業務日以内に交付）	・ 交付対象事業者からの交付申請の受理後、18 業務日を超えた支払希望のあった 1 件を除き全て 18 業務日以内に交付（147 件）
◇ 畜産業振興事業（酪農対策）に係る所要額の基金造成（概算払請求書受理日から 14 業務日以内に基金造成） 【重要度：高】	◇ 畜産業振興事業（酪農対策）に係る所要額の基金造成（概算払請求書受理日から 14 業務日以内に基金造成）	・ 補填金の財源となる加工原料乳生産者積立金の造成を行うため、事業実施主体からの概算払請求の受理後、14 業務日以内に補助金を交付（3 件）
◇ 畜産業振興事業（補完対策）の効率的かつ効果的な実施（新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施）	◇ 畜産業振興事業（補完対策）の効率的かつ効果的な実施（新規・拡充事業は事業説明等の実施により効率的かつ効果的に実施）	・ 第 2 の 6 参照（P. 15-16）
（2）需給調整・価格安定対策		
◇ 指定乳製品等の輸入・売買	◇ 国家貿易機関として国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札	・ 国から通知のあった数量（13 万 7,202 トン）の全量について、需給状況を踏まえて品目、数

中期計画の概要	平成 31（令和元）年度計画の概要	令和元年度の業務実績の概要
◇ 指定乳製品等の価格騰貴時等の輸入・売買（輸入業者から現品を受けた日から 20 日以内の売渡し）	◇ 指定乳製品等を国が示す方針による売渡し計画の数量の売渡し入札の実施 ◇ 指定乳製品等の価格騰貴時等の輸入・売渡し（輸入業者から現品を受けた日から 20 日以内の売渡し）	量等を決定し、輸入入札に付した上で契約を締結 ・ 四半期毎に農林水産省生産局長へ届け出る売渡し計画に基づき、バター、脱脂粉乳、ホエイ等の売渡入札を実施 ・ 平成 31 年 1 月 30 日付けで農林水産大臣の承認を受け、年度内に輸入したバター、脱脂粉乳について、20 業務日以内に売渡しを完了
（3）緊急対策		
◇ 緊急対策の実施（国の要請から原則 18 業務日以内に事業実施要綱の制定） 【難易度：高】	◇ 緊急対策の実施（国の要請から原則 18 業務日以内に事業実施要綱の制定）	・ 8 月から 9 月にかけての大雨・台風による畜舎等の損壊や停電等の被害を受けた生産者への支援対策、及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施された休校措置に伴う学校給食用牛乳の需給緩和の影響軽減対策について、国からの要請文受理後、18 業務日以内に事業実施要綱を制定
3 野菜関係業務		
（1）経営安定対策		
◇ 指定野菜価格安定対策事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 11 業務日以内）【重要度：高】 ◇ 契約指定野菜安定供給事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 21 業務日以内）【重要度：高】 ◇ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の助成金の交付（交付申請受理日から 11 業務日以内）【重要度：高】 ◇ セーフティネット対策の適切な対応	◇ 指定野菜価格安定対策事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 11 業務日以内） ◇ 契約指定野菜安定供給事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から 21 業務日以内） ◇ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の助成金の交付（交付申請受理日から 11 業務日以内） ◇ セーフティネット対策の適切な対応	・ 登録出荷団体等からの交付申請の受理後、全て 11 業務日以内に交付（1,845 件） ・ 登録出荷団体等からの交付申請書の受理後、全て 21 業務日以内に交付金等を交付（115 件） ・ 都道府県野菜価格安定法人からの交付申請書の受理後、全て 11 業務日以内に助成金を交付（969 件） ・ 全国説明会や都道府県・ブロック単位の説明会

中期計画の概要	平成 31（令和元）年度計画の概要	令和元年度の業務実績の概要
◇ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施	◇ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施	（7 都県 9 回）において、収入保険に加入する場合の手続及び留意事項等について説明・周知 ・ 契約野菜収入確保モデル事業について、各種会議における説明会、業界紙への広告掲載等を通じて事業の普及を図り、51 事業実施主体（165 契約）を採択
（２）需給調整・価格安定対策		
◇ 野菜農業振興事業（需給調整等）の機動的・弾力的な実施	◇ 野菜農業振興事業（需給調整等）の機動的・弾力的な実施	・ 野菜の需給・価格動向、緊急需給調整事業の実施方針等の説明・共有を図るため、野菜需給協議会を開催 ・ 暖冬による野菜価格の大幅な低下の中で、緊急需給調整事業の運用の見直し、供給過剰となった野菜のフードバンクへの提供を実施 ・ 緊急需給調整事業及び加工・業務用野菜生産基盤強化事業について、野菜事業実務担当者全国会議において、事業内容及び申請手続等について説明・周知 ・ 加工・業務用野菜生産基盤強化事業について、21 者への交付を決定
４ 特産（砂糖・でん粉）関係業務		
（１）経営安定対策		
◇ 甘味資源作物交付金の交付（概算払請求書受理日から 8 業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 甘味資源作物交付金の交付（概算払請求書受理日から 8 業務日以内に交付）	・ 対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書の受理後、全て 8 業務日以内に交付（208 件）
◇ 国内産糖交付金の交付（交付申請受理日から 18 業務日以内に交付） 【重要度：高】	◇ 国内産糖交付金の交付（交付申請受理日から 18 業務日以内に交付）	・ 対象国内産糖製造事業者からの交付申請書の受理後、全て 18 業務日以内に交付（183 件）
◇ でん粉原料用いも交付金の交付（概算払請求書	◇ でん粉原料用いも交付金の交付（概算払請求書	・ 対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請

中期計画の概要	平成 31（令和元）年度計画の概要	令和元年度の業務実績の概要
受理日から 8 業務日以内に交付） 【重要度：高】 ☆ 国内産いもでん粉交付金の交付（交付申請受理日から 18 業務日以内に交付） 【重要度：高】	受理日から 8 業務日以内に交付） ☆ 国内産いもでん粉交付金の交付（交付申請受理日から 18 業務日以内に交付）	求書の受理後、全て 8 業務日以内に交付（70 件） ・ 対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請書の受理後、全て 18 業務日以内に交付（77 件）
（２）需給調整・価格安定対策		
☆ 輸入指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月 15 日までに公表） ☆ 輸入指定でん粉の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月 15 日までに公表）	☆ 輸入指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月 15 日までに公表） ☆ 輸入指定でん粉の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月 15 日までに公表）	・ ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月 15 日までに公表 ・ TPP11 協定の発効に伴い開始された輸入加糖調製品の調整金徴収業務について、輸入者に対して web 手続きのメリットを説明することにより、年間約 475 者から約 14,391 件の売買申込み全てについて、web を通じてのを実現 ・ ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ及び売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月 15 日までに公表
5 情報収集提供業務		
☆ 調査報告会等の開催（調査結果の普及と情報ニーズの把握）	☆ 調査報告会等の開催（調査結果の普及と情報ニーズの把握）	・ 令和 2 年 3 月に情報検討委員会を分野毎に開催し、令和元年度の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを含む令和 2 年度の計画について検討 ・ 海外情報については、独立行政法人日本貿易振興会（JETRO）への委託により北米及び EU における調査事業を実施する等により、農畜産物の

中期計画の概要	平成 31（令和元）年度計画の概要	令和元年度の業務実績の概要
		需給等に関する情報の収集や畜産物の輸出促進支援に取り組んだ - 調査報告会 : 15 回 - 外部からの講演依頼 : 12 回 - 新聞等での引用 : 1,085 件 - 面談等による個別説明の要請 : 23 件
◇ 需給等関連情報の提供（需給関連情報は情報収集から 8 業務日、需給動向情報は情報収集の翌月までに公表）	◇ 需給等関連情報の提供（需給関連情報は情報収集から 8 業務日、需給動向情報は情報収集の翌月までに公表）	- 需給等関連情報 1,137 件の全てを情報収集から 8 業務日以内に公表 - 情報利用者等から 246 件の問合せがあり、情報を保有していた 231 件については、全て翌業務日以内に対応。情報を保有していなかった問合せ 15 件についても、2～7 日後までに対応
◇ アンケート調査等の実施 ◇ 情報利用者の満足度を 5 段階中 4.0 以上の評価を得る ◇ ホームページでの情報提供の充実等	◇ アンケート調査等の実施 ◇ 情報利用者の満足度を 5 段階中 4.0 以上の評価を得る ◇ ホームページでの情報提供の充実等	- 全ての情報誌の読者を対象にアンケート調査を実施し、その集計結果は 5 段階評価で 4.2 であった（回答 1,529 件） - 情報誌の記事（野菜関係）について、スマホ対応を進めるとともに、需給動向等の記事について、カラーユニバーサルデザインを導入
6 TPP 等政策大綱への対応		
第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 業務運営の効率化による経費の削減		
◇ 業務経費の削減（対前年度比 1 %減） ◇ 一般管理費の削減（対前年度比 3 %減）	◇ 業務経費の削減（対前年度比 1 %減） ◇ 一般管理費の削減（対前年度比 3 %減）	- 業務経費（附帯事務費）予算額は、対前年度比の毎年度平均は 1.0 %を抑制 - 一般管理費（人件費等を除く。）予算額は、対前年度比の毎年度平均は 3.0 %を抑制
2 役職員の給与水準の検証		
3 調達合理化		
4 業務執行の改善		

中期計画の概要	平成 31（令和元）年度計画の概要	令和元年度の業務実績の概要
◇ 業務執行の改善、第三者機関による点検・評価、点検・評価結果の業務運営への反映	◇ 業務の進行状況・実績の四半期毎に点検・評価 ◇ 平成 30 年度実績自己評価の第三者機関による点検・評価 ◇ 点検・評価結果の業務運営への反映	・ 年度計画を具体化するための工程表を年度初めに策定し、これに基づき四半期毎にヒアリングを実施。工程表の内容と実績を比較し、業務の進捗状況等の点検・評価を実施 ・ 外部有識者からなる機構評価委員会を令和元年 6 月に開催し、平成 30 年度業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施 ・ 委員会の開催後、業務運営に反映すべき委員指摘事項について整理の上、令和元年度においては、機構 HP のコンテンツの追加等を実施し、業務運営の実質的な向上を実現
◇ 補助事業について、達成状況等の自己評価、第三者機関による補助事業の審査・評価、必要に応じた業務の見直し	◇ 補助事業の達成状況の自己評価 ◇ 第三者機関による事業の審査・評価 ◇ 必要に応じた業務の見直し	・ 各事業の達成状況等について自己評価を行うとともに、令和元年 7 月に外部専門家・有識者からなる補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を実施
5 機能的で効率的な組織体制の整備		
6 補助事業の効率化等		
◇ 公募による事業実施主体の選定 ◇ 事業説明、現地確認調査等の実施	◇ 公募による事業実施主体の選定 ◇ 事業説明、現地確認調査等の実施	・ 令和元年度補正予算及び令和 2 年度当初予算に係る畜産業振興事業（13 事業）並びに令和元年度及び令和 2 年度当初予算に係る野菜農業振興事業（2 事業）について、事業実施主体の選定に当たっては公募を実施 ・ 畜産部門では、畜産業振興事業において必要であった新規 1 事業・拡充 2 事業の全てについて、事業実施主体に対する事業説明会（全 4 回）及び現地確認調査（全 3 回）を実施。なお、継続事業についても同様の説明会（全 29 回）及び現地確認調査（全 31 回）を実施

中期計画の概要	平成 31（令和元）年度計画の概要	令和元年度の業務実績の概要
◇ 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たすものを採択 ◇ 事業実施計画等の承認及び交付決定（申請受理から 10 業務日以内）	◇ 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たすものを採択 ◇ 事業実施計画等の承認及び交付決定（申請受理から 10 業務日以内）	・ 野菜部門では、野菜農業振興事業における継続事業について、事業実施主体に対する説明会（12 回）及び現地確認調査（53 回）を実施 ・ 畜産業振興事業における施設整備事業について、それぞれ評価基準を満たしていたものを採択（費用対効果分析により 1 件、コスト分析により 85 件） ・ 事業の要領及び実施計画の承認並びに補助金の交付決定について、いずれの手続きも事業実施主体からの申請後、全て 10 業務日以内で実施（畜産分野 959 件、野菜分野 326 件）
7 ICT の活用による業務の効率化		
8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制		
第 3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
1 財務運営の適正化		
2 資金の管理及び運用		
第 4 短期借入金の限度額		
1 運営費交付金の受入遅延等による資金不足となる場合の資金短期借入金の限度額は単年度 4 億円とする		
2 国内産糖価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度 800 億円とする		
3 でん粉価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度 120 億円とする		
第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
1 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付		
2 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付		
第 6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
第 7 余剰金の使途		
第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
1 ガバナンスの強化		

中期計画の概要	平成 31（令和元）年度計画の概要	令和元年度の業務実績の概要
◇ 内部統制の充実・強化	◇ 内部統制委員会の開催 ◇ 役員会の開催 ◇ 幹部会の開催 ◇ 内部監査の実施 ◇ リスク管理の取組の実施 ◇ 個人情報保護対策の実施	- 令和元年 5 月、9 月に内部統制委員会を開催し、平成 30 年度のモニタリング結果等の点検、過去に発生した業務上のミスについての要因の整理及び平成 30 年度に策定した「内部統制に関する改善方針」に係る具体化方策の実施状況の点検を実施 - 財務諸表の承認申請等の重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を開催 - 原則毎週、役員をメンバーとする幹部会を開催し、組織として取り組むべき課題の把握・共有等を行い、その内容について職員に周知 - 年度計画に基づき、対象とした 4 部の所掌業務、法人文書の管理、個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策の実施状況について、内部監査を実施 - 令和元年 9 月にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理の実施状況等について審議 - リスク管理の形骸化防止のため、若手職員を対象とした研修会を実施 - 個人情報保護制度の運用に関する研修会（総務省）に職員 4 名を参加させた。また、地方事務所において派遣職員を対象に指導を実施 - 令和 2 年 2 月～3 月に個人情報保護管理担当者（各課長）を対象に個人情報の取扱いに関する自己点検を実施し、その結果に従い指導 - コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口の周知、研修及び認識
◇ コンプライアンスの推進	◇ コンプライアンスの推進	

中期計画の概要	平成 31（令和元）年度計画の概要	令和元年度の業務実績の概要
		度調査、「コンプライアンス推進週間」（5月、10月）における各種取組を実施 令和2年3月にコンプライアンス委員会を開催し、令和元年度のコンプライアンス推進実績等を報告。また、令和2年度の推進計画について審議の上、策定。
2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		
3 情報公開の推進		
◇ 情報開示及び照会事項への対応（原則翌業務日以内に対応） ◇ 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進（翌年度9月末までに公表） ◇ 生産者等への資金に係る情報公開の推進（翌年度9月末までに公表） ◇ 徴収した輸入指定糖等の調整金総額の公表（四半期毎に四半期終了月の翌月末までに公表）	◇ 情報開示及び照会事項への対応（原則翌業務日以内に対応） ◇ 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進（翌年度9月末までに公表） ◇ 生産者等への資金に係る情報公開の推進（翌年度9月末までに公表） ◇ 徴収した輸入指定糖等の調整金総額の公表（四半期毎に四半期終了月の翌月末までに公表）	- 情報提供した事項に対する照会については全て翌営業日以内に対応した（5件） - 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を令和元年9月末までにホームページで公表 - 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を令和元年9月末までにホームページで公表 - 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び交付金の事業別、地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について四半期終了月の翌月末までにホームページで公表 - 基金管理基準に基づき、対象基金の名称、基金額等の基本的事項等を令和元年11月11日にホームページで公表
4 消費者等への広報		
◇ 消費者等への情報提供	◇ 消費者等への情報提供	機構の業務運営に対する理解を更に深めるため、機構の業務の役割や必要性を紹介したコンテンツに Q&A 方式（職員インタビュー）による説明を追加し、ホームページに掲載

中期計画の概要	平成 31（令和元）年度計画の概要	令和元年度の業務実績の概要
◇ ホームページの機能強化	◇ ホームページの機能強化	・ 低年齢層の子供の興味関心を惹く情報の充実を図るため、ホームページのキッズコーナーの自由研究のコンテンツにおいて、実験工程等に写真やイラストを多用した見直しを実施 ・ 砂糖を使用した和菓子の製造技術や品質及び砂糖価格調整制度等について、消費者等の理解促進を図るため、和菓子の製造企業を消費者代表や大学関係者の方々と訪問し、関係者との意見交換会を実施 ・ 平成 29 年度から順次行ってきたホームページのスマートフォンへの対応について、令和元年度は、トップページの英語サイトのコンテンツを実施 ・ 農畜産業及びその関連産業の発展に資するため、これら業種に携わる事業者又はその構成する団体がホームページにバナー広告を掲載する機会を新たに提供
5 情報セキュリティ対策の向上		
◇ 情報セキュリティ対策の改善	◇ 情報セキュリティ対策の改善	・ 令和元年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき以下の取組を実施 ①外部講師による情報セキュリティ研修会、eラーニング及び標的型メール訓練を実施 ②役職員用 PC の OS をウィンドウズ 10 にアップデート。不許可端末遮断装置を導入するとともにファイルサーバ・メールサーバ等を更改 ③政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群等の改正等を踏まえ、情報セキ

中期計画の概要	平成 31（令和元）年度計画の概要	令和元年度の業務実績の概要
		ユリティ規程の一部を改正等 ・ 情報セキュリティ委員会での審議を経て、令和 2 年度情報セキュリティ対策推進計画を策定
6 施設及び設備に関する計画		
7 積立金の処分に関する事項		
8 長期借入れを行う場合の留意事項		

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

A L I Cの主務大臣は、独立行政法人農畜産業振興機構法（以下「機構法」という。）に基づき、農林水産大臣となっております。

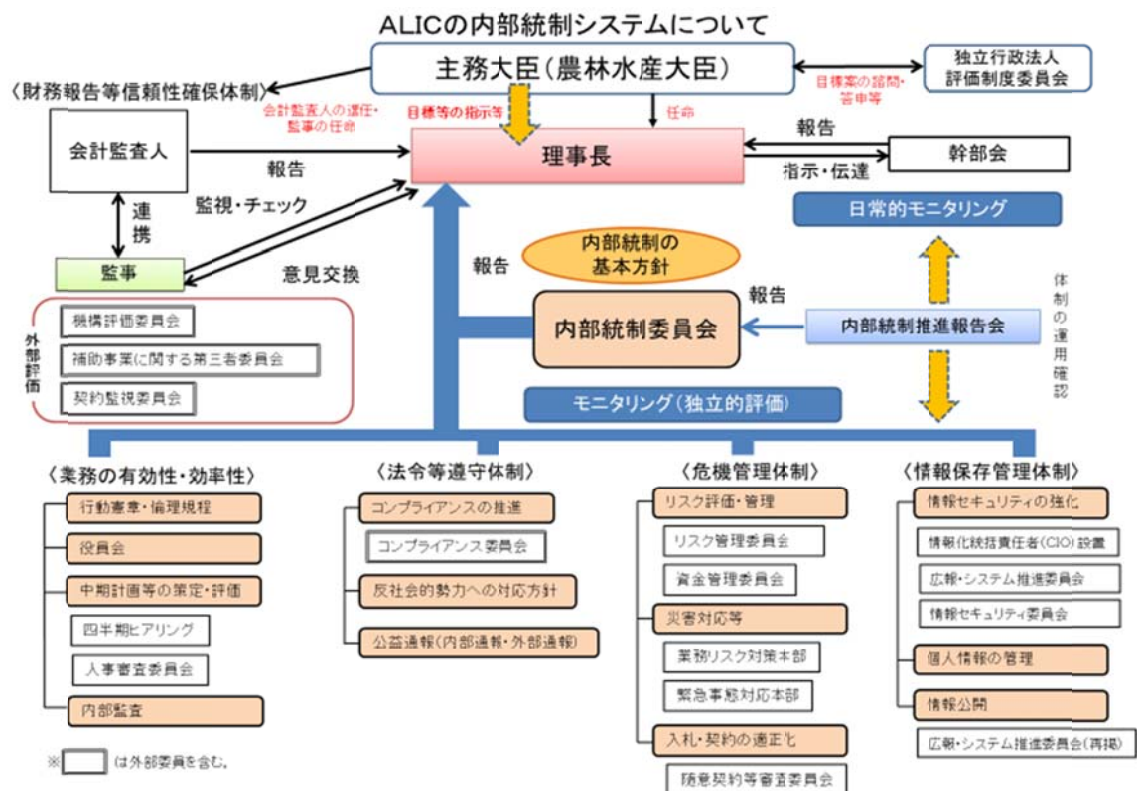
② ガバナンス体制図

平成 26 年の独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の一部改正等を踏まえ、業務方法書の一部改正を行い、これに基づき平成 27 年に内部統制に関する基本方針を制定しました。同方針では、役職員の職務の執行を関係法令に適合させるなど A L I Cの業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を、次図のとおり整備しています。

この内部統制システムによるガバナンスとして、内部統制の推進を図るための体制を整備し、内部統制の有効性を監視するために業務管理や業務改善等の通常の業務に組み込まれて行われる日常的モニタリングに加え、後述の委員会等における推進状況の点検及び検討等を行うため内部統制委員会を設置するとともに、①業務の有効性及び効率性の確保、②法令等の順守、③危機管理、④情報保存管理を軸に体制を整備し、それぞれに設置した委員会等によりモニタリング（独立的評価）を行っています。

また、内部統制の有効性のチェックのため、通則法に基づく監事及び会計監査人の監査に服するとともに、A L I C独自の対応として、毎年の事業の実績や補助事業の執行、契約の実施状況について、外部の有識者に評価・点検を受けるための仕組みを設けることで、業務の遂行に際しての PDCA サイクルの徹底を図っています。

内部統制システムの整備に関する事項の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。 <https://www.alic.go.jp/disclosure/about-alic.html>



(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(令和2年3月31日現在)

役職	氏 名	任期	担当	経 歴
理事長	さとう かずお 佐藤 一雄	平成30年4月1日 ～ 令和5年3月31日		昭和56年4月 農林水産省入省 平成27年8月 水産庁長官 平成29年7月 農林水産省退職
副理事長	しょうじ たくや 庄 司 卓也	令和元年10月1日 ～ 令和5年9月30日	機構業務の全般・業務監査室（コンプライアンスの推進を除く。）担当	昭和62年12月 蚕糸砂糖類価格安定事業団採用 平成29年4月 農畜産業振興機構参与（特産調整部） 平成29年9月 農畜産業振興機構退職 平成29年10月 農畜産業振興機構総括理事
総括理事	せじま ひろこ 瀬島 浩子	令和元年10月1日 ～ 令和3年9月30日	地方事務所関係業務の総括・総務部・経理部・企画調整部・コンプライアンスの推進担当	昭和59年4月 畜産振興事業団採用 平成31年4月 農畜産業振興機構参与（調査情報部） 令和元年9月 農畜産業振興機構退職
総括理事	わたなべ ゆういちろう 渡辺 裕一郎	平成29年10月1日 ～	畜産関係業務の総括・酪農乳業部担当	昭和62年4月 農林水産省入省 平成28年6月 農林水産省大臣官房参事官（国

		令和3年9月30日		際) 平成29年9月 農林水産省退職（役員出向）
理 事	ふじわら ただし 藤原 直	令和元年10月1日 ～ 令和3年9月30日	調査情報部担当	昭和59年4月 外務省入省 平成27年11月 在クウェート日本大使館公使 令和元年9月 外務省退職（役員出向）
理 事	ど ひ としひこ 土肥 俊彦	令和29年10月1日 ～ 令和3年9月30日	畜産経営対策部・畜 産振興部担当	昭和58年4月 畜産振興事業団採用 平成29年4月 農畜産業振興機構参与（畜産経 営対策部） 平成29年9月 農畜産業振興機構退職
理 事	のづやま よしはる 野津山 喜晴	令和元年10月1日 ～ 令和3年9月30日	野菜業務部・野菜振 興部担当	昭和62年4月 農林水産省入省 令和元年9月 農林水産省大臣官房付 令和元年9月 農林水産省退職（役員出向）
理 事	さかもと おさむ 坂本 修	令和元年10月1日 ～ 令和3年9月30日	特産調整部・特産業 務部担当	昭和63年4月 農林水産省入省 令和元年7月 農林水産省大臣官房付 令和元年9月 農林水産省退職（役員出向）
監 事 (常勤)	こぼし みつひさ 小星 光久	平成30年6月26日 ～ 令和4年度財務諸表の 農林水産大臣承認日		平成29年7月 住友商事（株）金属業務部参事 平成30年6月 住友商事（株）退職
監 事 (常勤)	やじま あきひろ 矢島 章弘	平成30年6月26日 ～ 令和4年度財務諸表の 農林水産大臣承認日		平成27年7月 UNITEDFOODSINTERNATIONAL（株） 常務取締役 平成30年3月 UNITEDFOODSINTERNATIONAL （株）退職

② 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

（３）職員の状況

令和元年度末の常勤職員数は238人（前期末比+5）であり、平均年齢は41.5歳（前期末41.7歳）となっています。このうち、国からの出向者は18人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
該当ありません。
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
該当ありません。
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
該当ありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	30,555	—	—	30,555
資本金合計	30,555	—	—	30,555

令和元年度末の資本金（政府出資金）は 30,555 百万円であり、その内訳は畜産勘定 29,965 百万円、野菜勘定 261 百万円、肉用子牛勘定 329 百万円となっています。

② 目的積立金等の状況

令和元年度は、目的積立金の申請を行っていません。

積立金の取崩状況については、事業の財源に充当するため補給金等勘定において 2,328 百万円、肉用子牛勘定において 2,167 百万円、前中期目標期間繰越積立金を取り崩しています。

補給金等勘定の取崩しは、中期計画の積立金の処分に関する事項において定めた畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）に規定する加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付業務及び指定乳製品の価格の安定に関する措置の業務に充てるため、平成 30 年 6 月 29 日付けで主務大臣から承認を受けて行ったものです。

また、肉用子牛勘定の取崩しは、中期計画の積立金の処分に関する事項において定めた肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てるため、平成 30 年 6 月 29 日付けで主務大臣から承認を受けて行ったものです。

(6) 財源の状況

① 財源（収入）の内訳（運営費交付金、国庫補助金、業務収入、その他）

令和元年度の法人単位の収入決算額は 333,141 百万円で、その内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率
運営費交付金	2,608	0.8%
国庫補助金	3,540	1.1%
その他の政府交付金	77,962	23.4%
業務収入	91,501	27.5%
その他の収入（運用収入 他）	157,529	47.3%
合計	333,141	100%

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

② 自己収入に関する説明

当法人における自己収入として、業務収入、その他の収入があります。

収入全体の約3割を占める業務収入の内訳は、輸入乳製品売渡収入30,514百万円、指定糖調整金・加糖調製品調整金収入50,620百万円、でん粉価格調整事業収入10,367百万円となっております。

輸入乳製品売渡収入は、WTO協定に基づき、国家貿易機関としての国際約束数量（カレント・アクセス）の指定乳製品等の輸入・売渡しと国内需給に応じた指定乳製品等の追加輸入・売渡しを行うことにより得られるものです。

また、輸入指定糖・加糖調製品調整金収入は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき輸入される指定糖、異性化糖、加糖調製品の買入れ・売渡し、でん粉価格調整事業収入は、同法に基づき輸入されるコーンスターチ用とうもろこしの買入れ・売渡しを行うことにより得られるものです。

また、その他の収入は、運用収入694百万円のほか、事業の業務対象年間終了に伴う補助金の返還金等109,301百万円、借入金25,065百万円などとなっております。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

業務における環境配慮については「独立行政法人農畜産業振興機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画（平成28年度～令和12年度）」を策定し、毎年度、環境物品等の調達を推進するほか、電気使用量やコピー用紙等の使用量の削減に努めております。また、環境配慮の一環として、政府の決定に基づく「クールビズ」の励行をはじめとして「夏季及び冬季の省エネルギーの取組」に協力するとともに、ワークライフバランスの観点からも定時退勤の促進等に取り組んでいます。

この他、社会貢献活動の推進については、女性活躍推進法に基づく管理職への女性の積極的な登用や障害者雇用促進法に基づく障害者雇用、「国民安全の日」における安全確保の取組、国土緑化運動の推進のための「緑の募金運動」への協力や農畜産業の

振興に寄与する行事への後援等を行っています。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

A L I Cにおけるリスク管理については、独立行政法人農畜産業振興機構リスク管理規程及びリスク管理の手引き等を整備するとともに、リスク管理委員会を設置し、その推進を図ることとしています。リスク管理委員会を中心とした体制の下、各部署において、その実施する業務について、あらかじめリスクとなりうる項目を列挙してモニタリングし、定期的な点検と年間の取組実績の評価・改善を行うことにより、PDCAサイクルに基づくリスク管理を行っています。特に、列挙したリスクとなりうる項目のうち、それが顕在化した場合に重大な影響が懸念される業務システムの停止や個人情報の流出等については、最重要リスクとして位置付けた上で、重点的に発生防止に努めているところです。

令和元年度では、こうしたリスク管理の形骸化を防止するため、各部署の主管課長等による意見交換や、若手職員を対象とした研修会を実施しました。また、イントラネット上に内部統制に関するポータル的なサイトを作成し、そこでリスク管理に係る情報についても整理・掲出することにより、職員に対する問題意識の涵養を図っています。

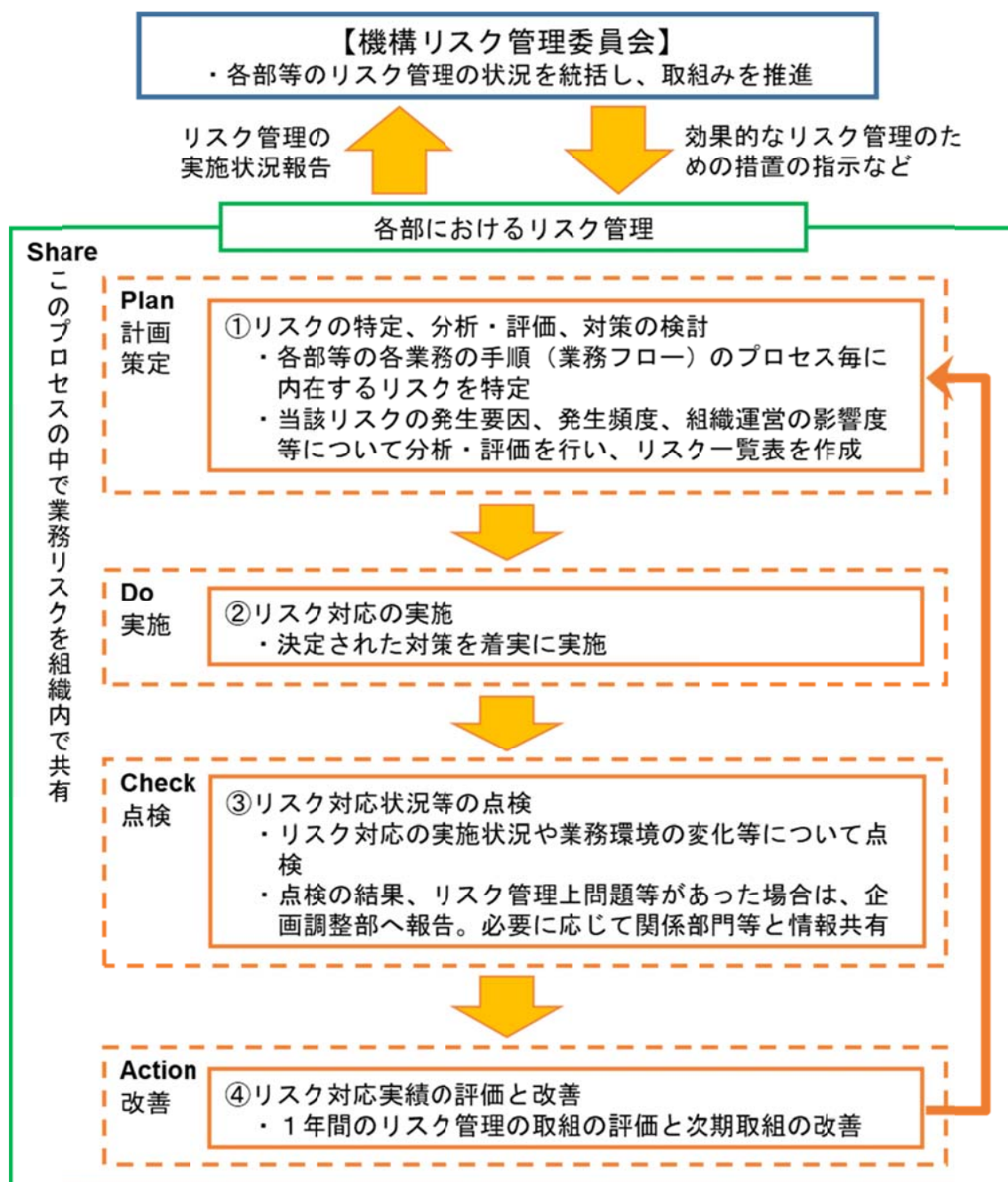
(参考) 図2 リスクマネジメントのプロセス図

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

平成30年12月のTPP11協定、31年2月の日EU経済連携協定に続き、日米貿易協定が令和元年1月に発効するなど新たな国際環境に入らる中で、新たな業務に対応すべく、役職員を挙げて関係者への説明会の実施や業務システムの改修等に積極的に取り組んできた結果、これら業務を円滑に進めることができました。

また、令和元年度においては、野生イノシシに対する経口ワクチンの散布等の支援をはじめとする豚熱(CSF)対策、一連の自然災害により損壊した施設・設備などの補改修や停電時の発電機の借上げなどへの支援、さらに、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として、学校給食用牛乳の供給停止に伴う需給対策事業を実施しました。

○リスクマネジメントのプロセス



9 業務の適正な評価の前提情報

A L I Cの事業についての理解に資するため、セグメント毎の主な事業のスキームを示します。

(1) 畜産（肉畜・食肉等）関係

○肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)

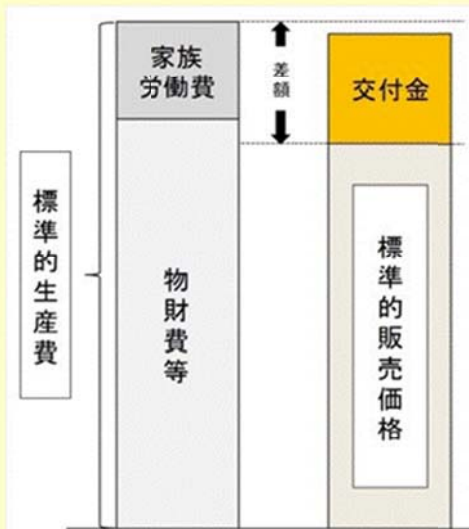
■制度の目的

牛マルキンは、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に基づく法律制度であり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としています。

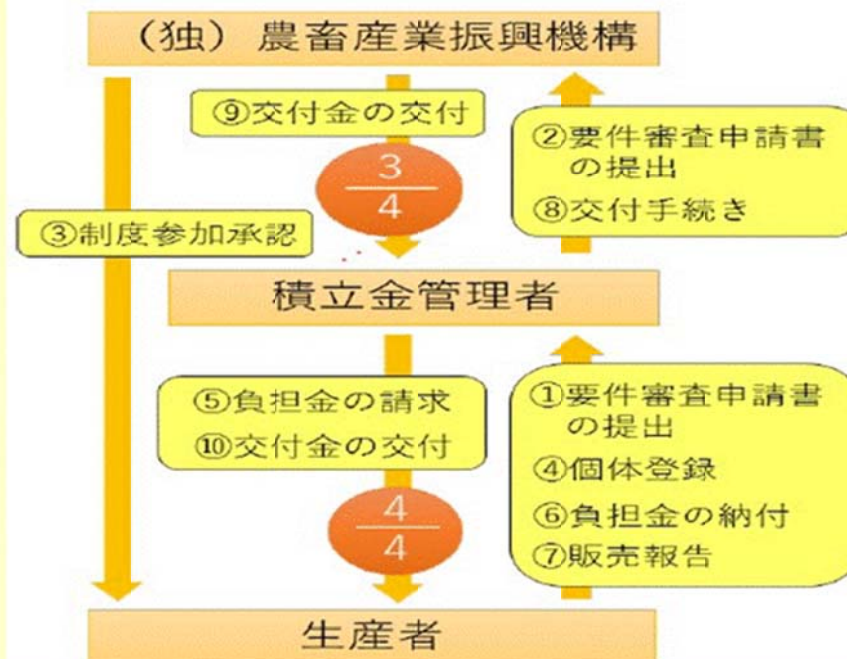
■制度の仕組み

月毎に標準的販売価格(粗収益)と標準的生産費(生産コスト)を算出し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付します。

また、交付金の額の1/4に相当する額は、肉用牛の生産者が積立金管理者又は機構に納付する負担金により積立てられた「積立金」から、「積立金から支払われる額」として支払われます。残りの3/4に相当する額(国費)は、「交付金として支う額」として、機構が支払います。



■事業の流れ



【令和元年度交付実績：9,149百万円】

○肉豚経営安定交付金制度(豚マルキン)

■制度の目的

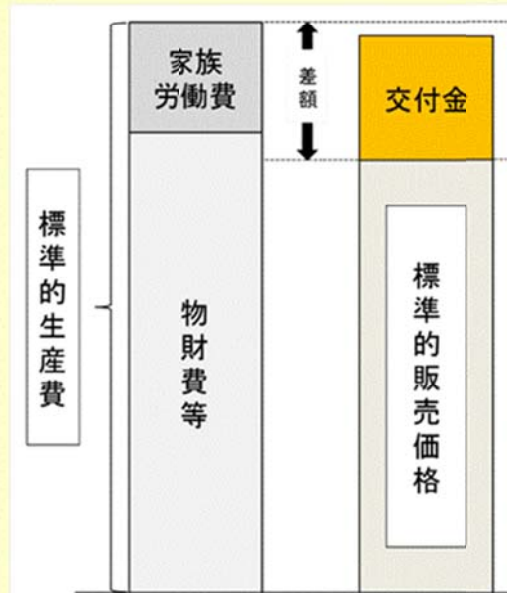
豚マルキンは、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に基づく法律制度であり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉豚の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としています。

■制度の仕組み

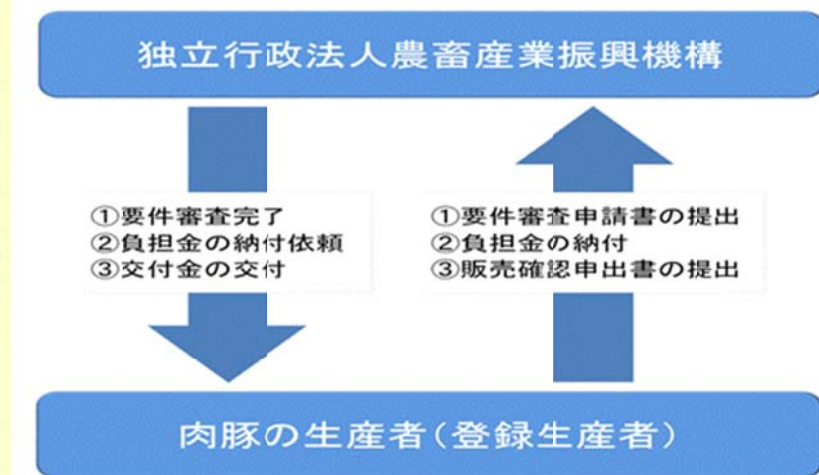
四半期毎に標準的販売価格(粗収益)と標準的生産費(生産コスト)を算出(注)し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付します。

また、交付金の額の1/4に相当する額は、肉豚の生産者が機構に納付する負担金により積立てられた「積立金」から、「積立金から支払われる額」として支払われます。残りの3/4に相当する額(国費)は、「交付金として支払う額」として、機構が支払います。

(注) 四半期終了時に算出し、当該四半期に交付金の交付がなかった場合には、当該年度内において次の四半期に通算して算出します。



■事業の流れ



【令和元年度交付実績：0円】

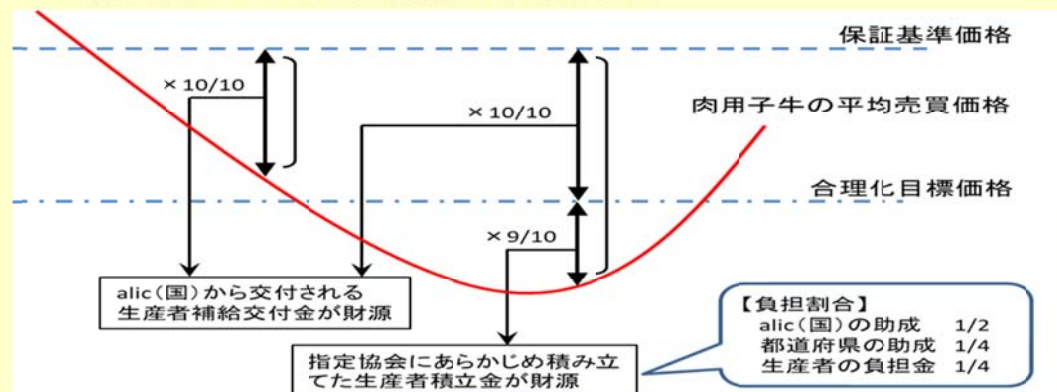
○肉用子牛生産者補給金制度

■制度の目的

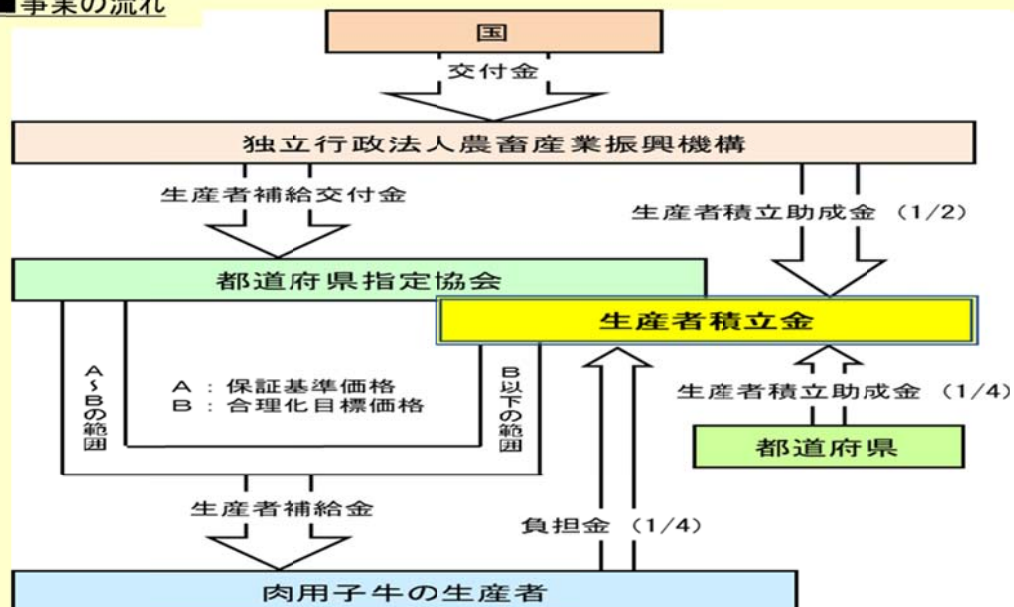
肉用子牛生産者補給金制度は、肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的としています。

■制度の仕組み

生産者補給金は、肉用子牛の平均売買価格（品種別・四半期毎）が農林水産大臣が毎年度決定する保証基準価格を下回った場合に交付されます。具体的には、四半期毎に農林水産大臣が告示する肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、その期間中に肉用子牛を販売、または、自家保留していれば、生産者補給金が交付されます。



■事業の流れ



【令和元年度交付実績：1,045 百万円】

○畜産業振興事業(肉畜・食肉等)

■事業の概要

肉畜生産農家の経営安定対策を補完するための取組みの支援を実施するとともに、口蹄疫など重大な家畜疾病や肉畜・食肉等をめぐる情勢変化などに伴う影響を緩和するため、肉畜・食肉等関係者に対する緊急的な支援を畜産業振興事業を通じて実施しています。

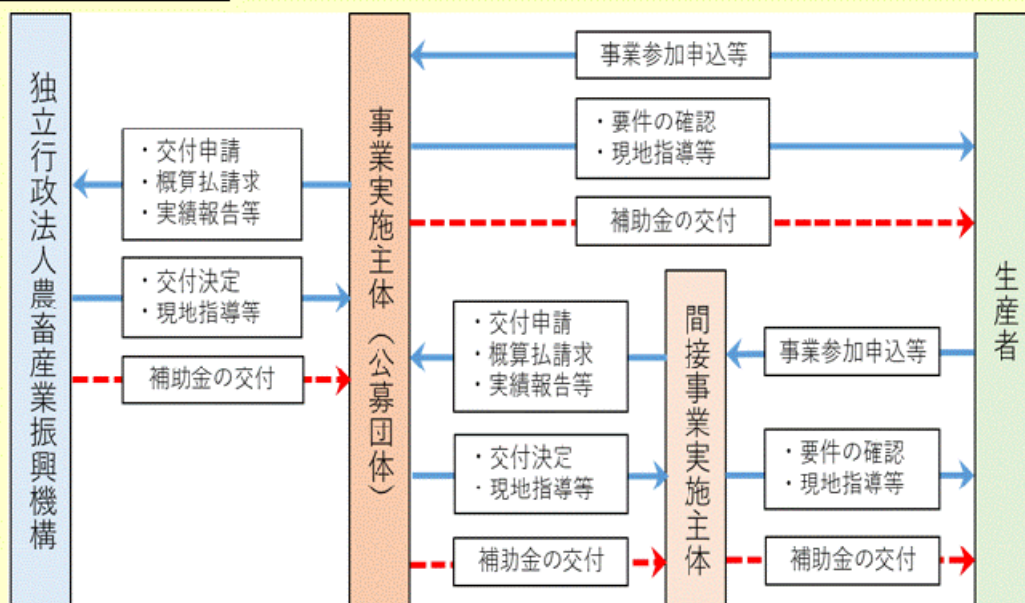
【補完対策】

- 肉用牛繁殖経営の生産基盤強化
- 産地食肉センターのコスト低減・衛生管理の高度化などのための設備の改善
- 食肉卸売市場の公正な価格形成のための機能強化

【緊急対策】

- CSF(豚熱)の発生に伴う野生イノシシへの経口ワクチン散布等への支援
- 令和元年8月から9月の前線に伴う大雨、台風19号等などでは、被災農家に対し、損壊した施設、機械の補改修、代替家畜の導入などの支援 等

■事業の流れ(例)



※事業の流れは、事業により異なります。

【令和元年度交付実績：15,409百万円】

(2) 畜産（酪農・乳業）関係

○加工原料乳生産者補給金制度

■制度の目的

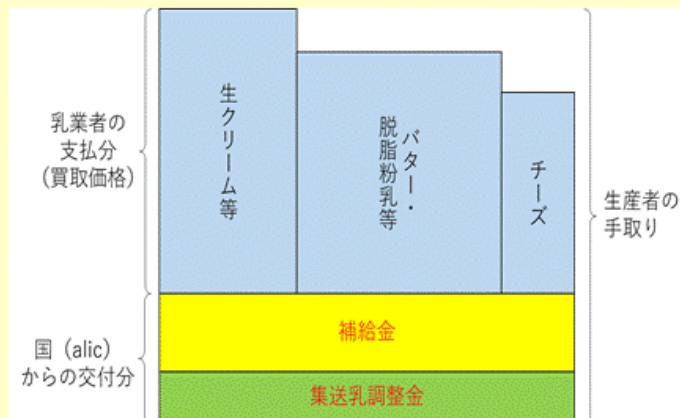
今後需要の増加が見込まれる乳製品に生乳を仕向けやすい環境を整備し、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るため、加工原料乳について生産者補給金を交付します。

また、指定を受けた事業者が集送乳調整金を交付することにより、生乳の需給の安定や酪農経営の安定を図ります。

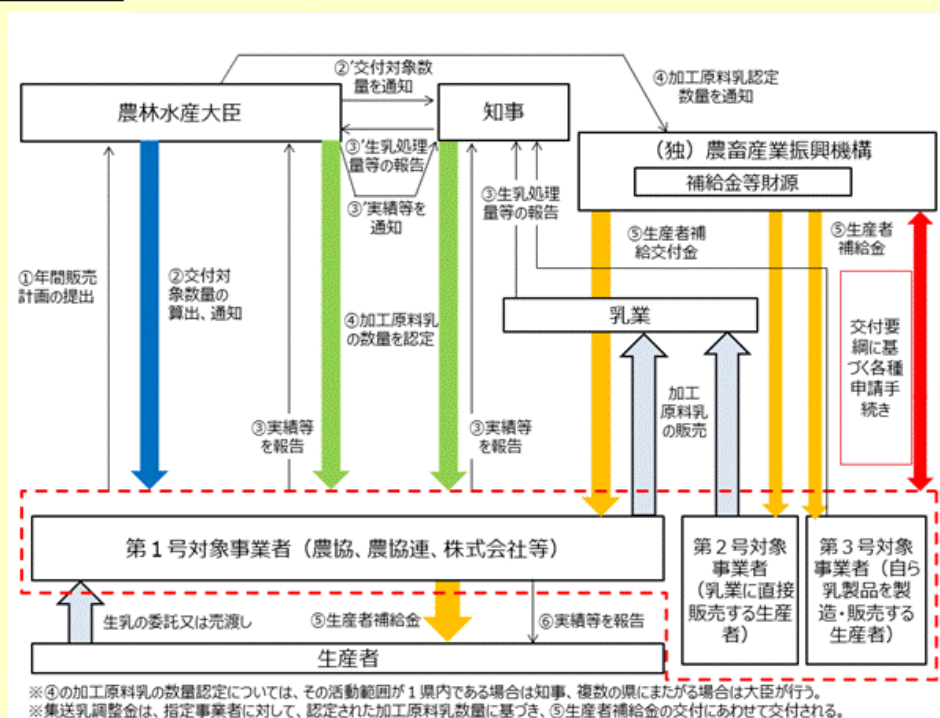
■制度の仕組み

加工原料乳として対象用途に仕向けた生乳の実績数量に応じて加工原料乳生産者補給金等が支払われます。

また、集乳を拒否しない等の要件を満たす事業者は「指定事業者」として指定され、加工に仕向けた量に応じて集送乳調整金が交付されます。



■事業の流れ



【令和元年度交付実績：30,834百万円】

○畜産業振興事業(酪農・乳業)

■事業の概要

酪農家の経営安定対策を補完するための取組みの支援を実施するとともに、酪農・乳業などをめぐる情勢変化などに伴う影響を緩和するため、酪農・乳業関係者に対する緊急的な支援を畜産業振興事業を通じて実施しています。

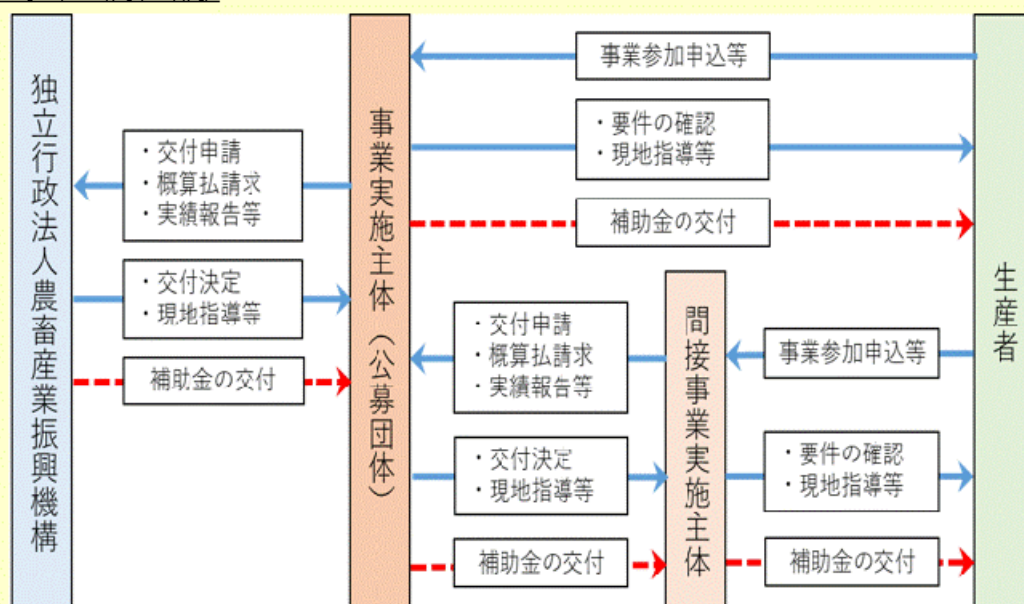
【補完対策】

- 酪農家の労働負担を軽減するため、搾乳などの作業を代行する酪農ヘルパーの利用による経営安定化などの取組みの支援
- 加工原料乳の価格が下落した場合の酪農経営への影響緩和のための支援 等

【緊急対策】

- 令和元年8月から9月の前線に伴う大雨、台風19号等などでは、被災農家に対し、損壊した施設、機械の補改修、代替家畜の導入などの支援
- 新型コロナウイルス感染拡大防上のために実施された休校措置に伴う学校給食用牛乳の需給緩和の影響を軽減させるための支援 等

■事業の流れ(例)



※事業の流れは、事業により異なります。

【令和元年度交付実績：11,759百万円】

(3) 野菜関係

○指定野菜価格安定対策事業

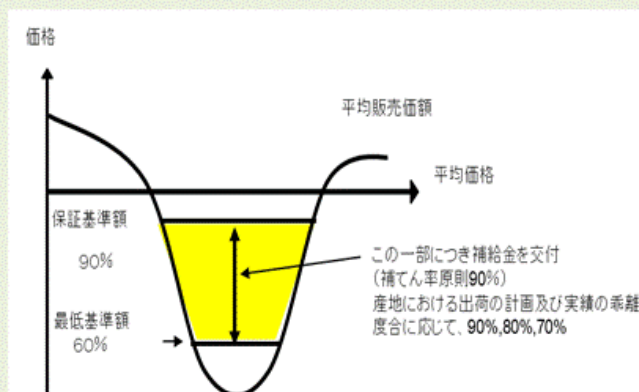
■事業の目的

指定産地内の指定野菜(14品目)の価格が著しく低落した場合に、生産者補給交付金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図ることを目的としています。

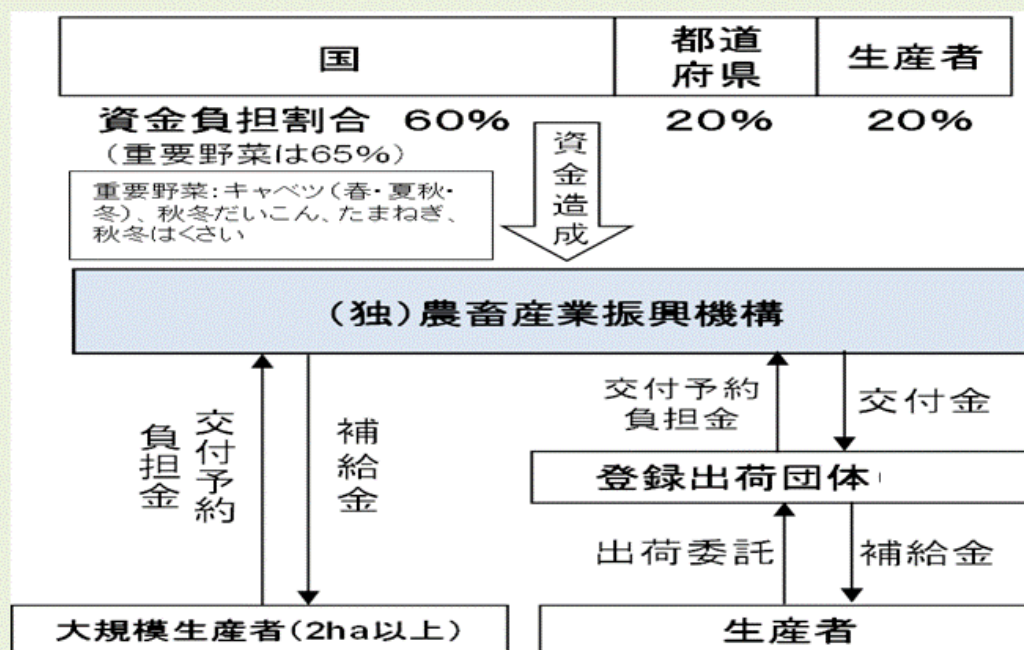
■事業の仕組み

国、都道府県、生産者がそれぞれ6:2:2の割合で(独)農畜産業振興機構に資金を造成し、野菜の販売価格が平均価格の90%を下回ると造成資金から補給金を交付することにより農家経営を直接支援しています。

平成23年度制度改正により、都道府県及び生産者は品目ごとの負担率(100%、70%、50%)を設定し、負担を軽減を図っています。



■事業の流れ



○特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

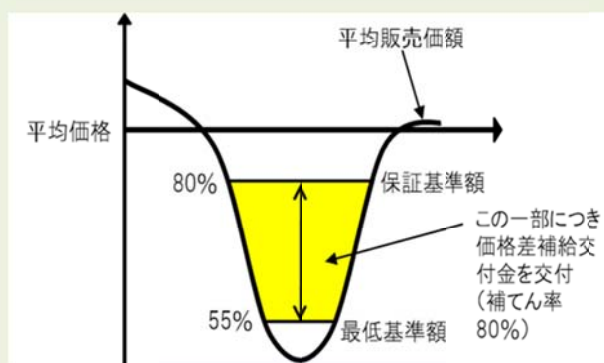
■事業の目的

指定野菜以外の野菜のうち、国民消費生活上及び地域農業振興上の重要性等から指定野菜に準ずる野菜として位置付けられる特定野菜(35品目)等の価格が著しく低落した場合に、価格差補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図ることを目的としています。

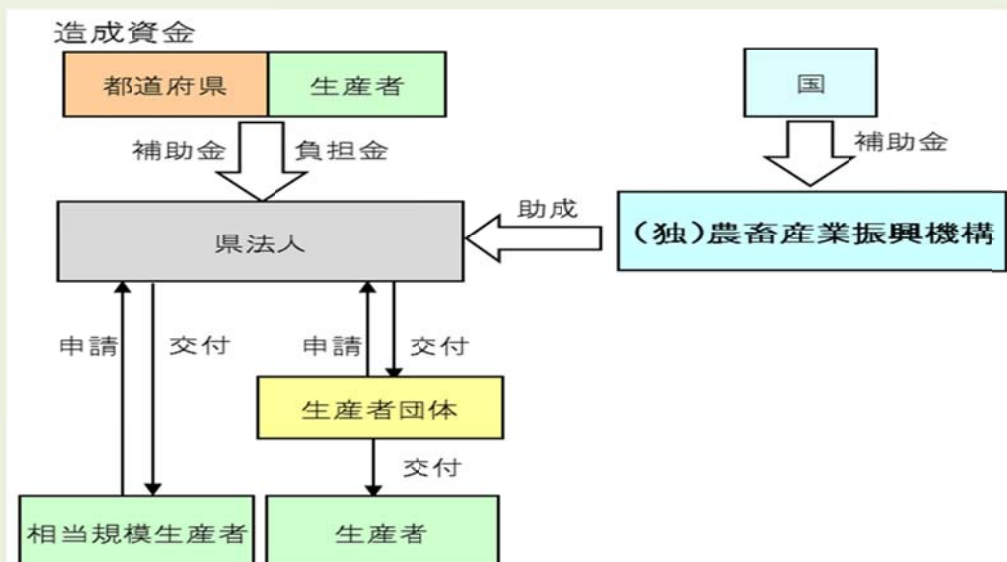
■事業の仕組み

都道府県(1/3)と生産者(1/3)が県法人に資金を造成し、国は、野菜の販売価格が平均価格の80%を下回ると造成資金から補給金を交付する際に、ALICに造成された資金により補助(1/3)することにより、農家経営を直接支援しています。

平成23年度及び26年度制度改正により、輸入野菜と競合する重要な4品目(アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリー)について、生産者の負担の軽減を図っています(国:1/2)。



■事業の流れ



【令和元年度交付実績：610 百万円】

○契約指定野菜安定供給事業

■事業の目的

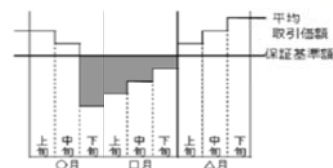
加工・業務用野菜を中心に市場を経由しない直接取引が増加していることから、平成14年の野菜法改正により契約取引についても生産者が負うリスク(価格下落、不作、過剰生産)を軽減することを目的としています。

■事業の仕組み

国(50%)、都道府県(25%)、生産者(25%)の支出によりALICに資金を造成価格低落等の際に補てんし、農家経営を直接支援しています。

○「価格低落タイプ」

市場価格に連動して価格が変動する契約を締結している生産者に対し、価格の著しい低落が生じた場合に補てん。



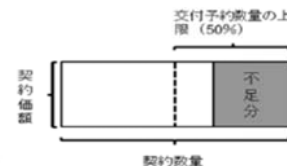
○「出荷調整タイプ」

定量供給契約を締結した生産者が、契約数量を確保するため余裕のある作付けを行い、価格低落時に契約以外の生産量の出荷調整を行った場合に補てん。

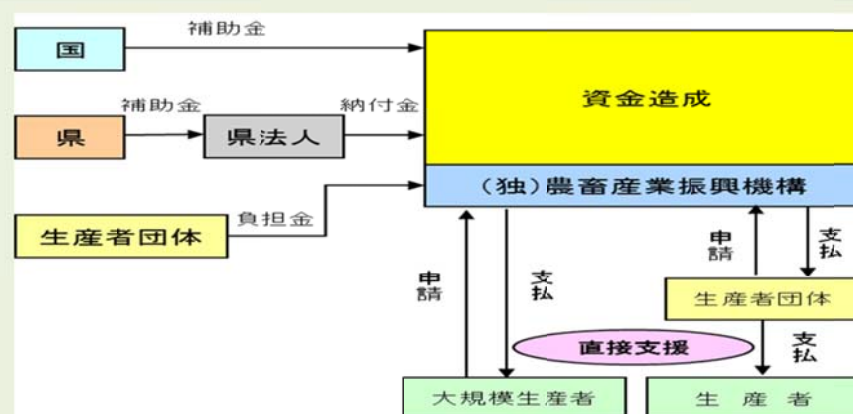


○「数量確保タイプ」

定量定価供給契約を締結した生産者が、天候不良等により契約数量を確保することができない場合に、市場出荷予定のものを回す等により契約数量を確保するのに要する経費を補てん。



■事業の流れ



【令和元年度交付実績：138 百万円】

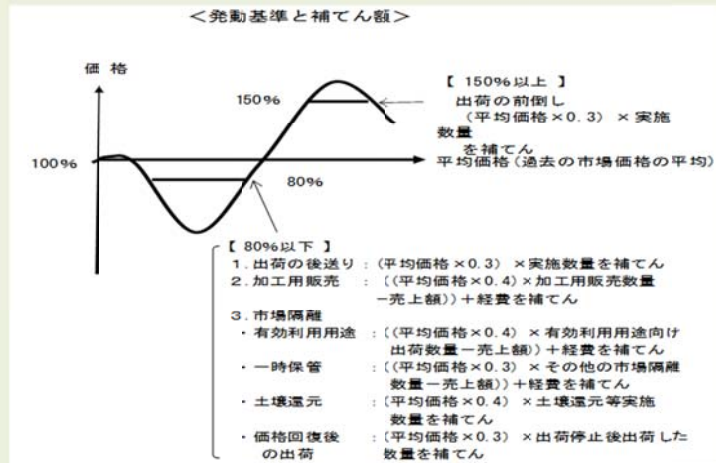
○需給調整・価格安定対策

■制度の目的

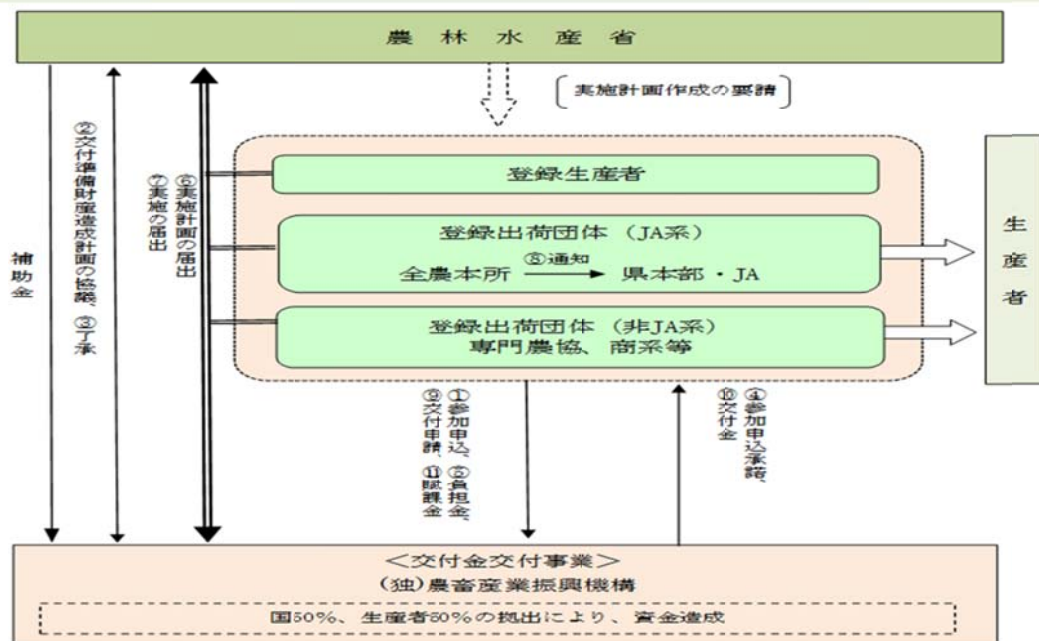
野菜の中でもキャベツ、たまねぎ等は露地で栽培されることから天候の影響を受けやすく作柄・価格の変動が大きいこと、また、流通量も多いことから、これらの価格と供給の安定を図ることは、国民消費生活上も極めて重要であるので、国が緊急需給調整対策を実施することとしています。

■事業の仕組み

価格低落時には、生産者側の発意により、生産者も1/2を拠出した資金を用いて、出荷の後送り、加工用販売、フードバンクへの提供、一時保管、土壌還元等を実施し、価格高騰時には、供給の安定に向けた要請を関係者に行うほか、出荷の前倒しを実施しています。



■事業の流れ



【令和元年度交付実績：2百万円】

(4) 特産関係（砂糖・でん粉）

○砂糖価格調整制度

■制度の目的

砂糖価格調整制度は、価格の安い輸入糖から調整金を徴収するとともに、砂糖との価格差が存在する異性化糖や輸入加糖調製品との価格調整を行うために、これらの物品からも調整金を徴収し、それを財源として、さとうきびの生産者やてん菜糖、甘しや糖の国内産糖製造事業者に支援を行うことで内外価格差の解消を図り、国内産糖の安定的な供給の確保及び国民生活の安定に寄与することを目的としています。

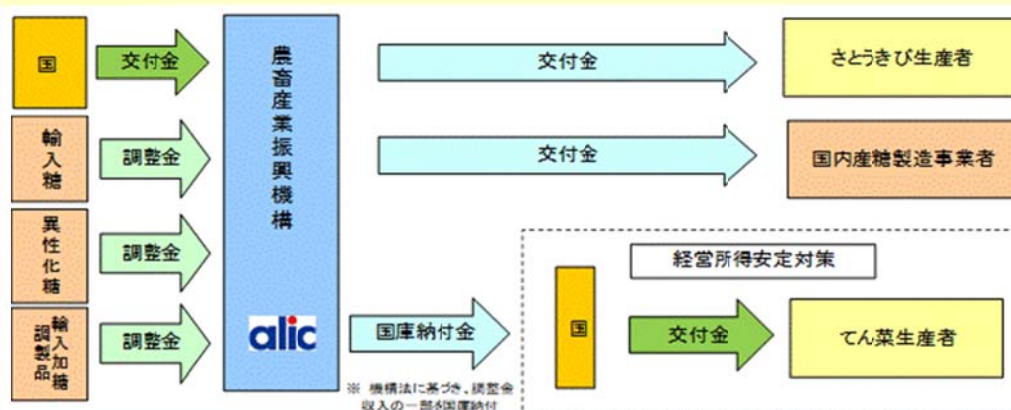
■制度の仕組み

輸入糖と国内産糖との内外コスト格差を是正するため、①輸入糖等から調整金を徴収するとともに、②これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。

原料作物の取引価格（販売価格のうち、生産者の取り分）は、生産者と製造事業者との事前の取り決めに基づき、当事者間で決めた比率によって、製品の販売価格を分配する方式（収入分配方式）により形成されています。



■事業の流れ



【令和元年度交付実績：67,583 百万円】

○でん粉価格調整制度

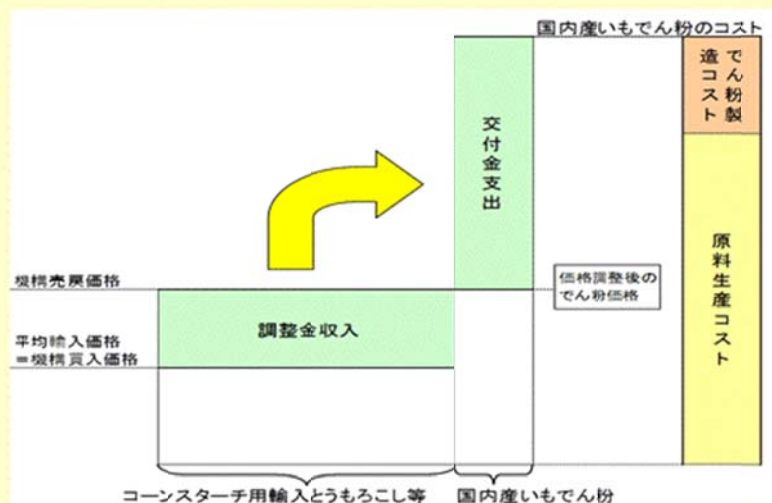
■制度の目的

でん粉価格調整制度は、価格の安いコーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収し、それを財源として、でん粉原料用かんしょ生産者や国内産いもでん粉製造事業者に支援を行うことで内外価格差の解消を図り、国内産いもでん粉の安定的な供給の確保及び国民生活の安定に寄与することを目的としています。

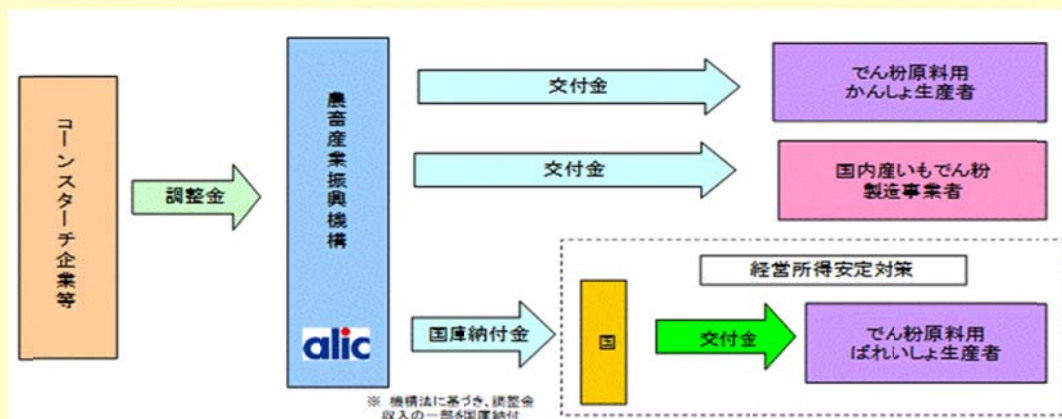
■制度の仕組み

でん粉については、価格調整制度の下、コーンスターチ用輸入とうもろこしを原料として製造されるコーンスターチ等と国内いもでん粉との内外コスト格差を是正するため、①コーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収するとともに、②これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。

原料作物の取引価格（販売価格のうち、生産者の取り分）は、生産者と製造事業者との事前の取り決めに基づき、当事者間で決めた比率によって、製品の販売価格を分配する方式（収入分配方式）により形成されています。



■事業の流れ



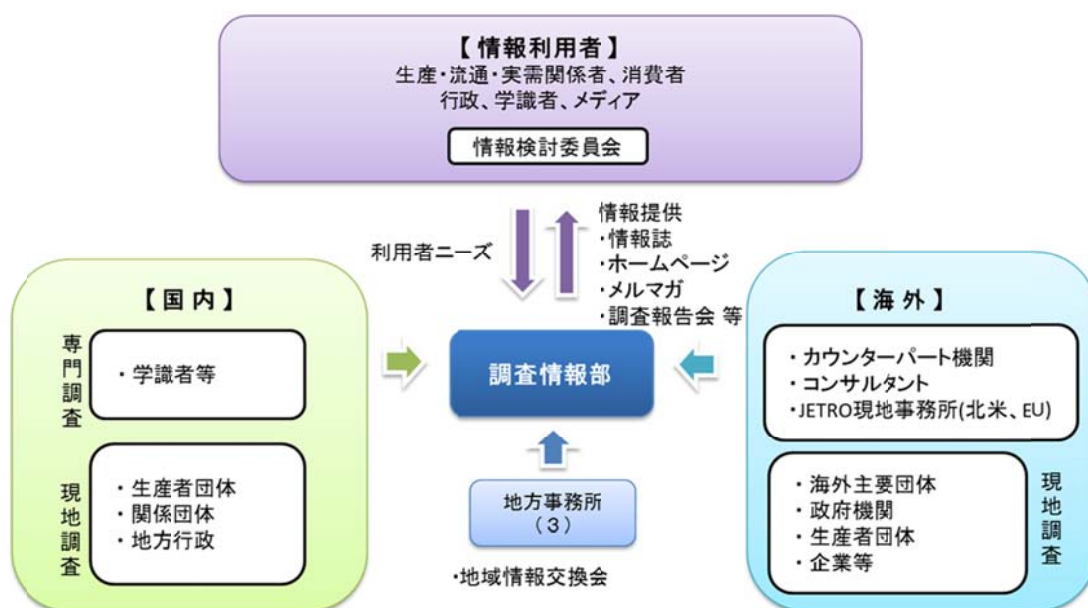
【令和元年度交付実績：10,260百万円】

(5) 情報収集提供

○情報収集提供業務

■業務の概要

畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の生産及び流通に関する情報(需給の判断に資する情報など)を収集・整理し、農畜産物の需給に係る判断や経営安定に資するため、広く生産者等に適時適切に提供すること目的としています。



【令和元年度交付実績：314 百万円】

10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価 (平成 31 (令和元) 年度項目別評価総括表)

項目	評価（注）	行政コスト
第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務	B	113,425,014 千円
2 畜産（酪農・乳業）関係業務	B	66,820,877 千円
3 野菜関係業務	B	19,451,678 千円
4 特産（砂糖・でん粉）関係業務	B	78,380,556 千円
5 情報収集提供業務	B	501,354 千円
第 2 業務運営の効率化に関する事項		
1 業務運営の効率化による経費の削減	B	
2 役職員の給与水準の検証	B	
3 調達の合理化	B	
4 業務執行の改善	B	
5 機能的で効率的な組織体制の整備	—	
6 補助事業の効率化等	B	
7 ICT の活用による業務の効率化	B	
8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	B	
第 3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画等に関する事項		
1 財務運営の適正化	B	
2 資金の管理及び運用	B	
第 4 短期借入金の限度額		
1 運営費交付金の受入遅延等による資金不足となる場合の資金短期借入金の限度額は単年度 4 億円とする	—	
2 国内産糖価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度 800 億円とする	B	
3 でん粉価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度 120 億円とする	—	
第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処 分に関する計画		
1 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付	B	
2 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付	B	

第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	
第7 余剰金の使途	—	
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
1 ガバナンスの強化	B	
2 職員の人事に関する計画	B	
3 情報公開の推進	B	
4 消費者等への広報	B	
5 情報セキュリティ対策の向上	B	
6 施設及び設備に関する計画	—	
7 積立金の処分に関する事項	B	
8 長期借入れを行う場合の留意事項	—	

(注) 評価区分

S：項目の達成度合が 120%以上で顕著な成果がある

A：項目の達成度合が 120%以上

B：項目の達成度合が 80%以上 120%未満

C：項目の達成度合が 60%以上 80%未満

D：項目の達成度合が 60%未満

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
評価 (注)	B				
理由	平成 30 年度は、小項目では 3 項目が a 評価、2 項目が c 評価となり、中項目では 2 項目が A 評価、1 項目が C 評価となったが、大項目の評価は、いずれも B 評価となっており、また、全体の評価を引き下げる事象もなかったため B 評価とした。 ※令和元年度の主務大臣による総合評価は、審査中です（令和 2 年 6 月 30 日現在）。				

(注) 評価区分

S：総合評価の達成度合が 120%以上で顕著な成果がある

A：総合評価の達成度合が 120%以上

B：総合評価の達成度合が 80%以上 120%未満

C：総合評価の達成度合が 60%以上 80%未満

D：総合評価の達成度合が 60%未満

業務実績評価結果の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/hyoka.html>

1.1 予算と決算との対比

要約した法人単位決算報告書

(単位：百万円)

区 分	予 算	決 算	差額理由
収入			
運営費交付金	2,608	2,608	
国庫補助金	3,640	3,540	
その他の政府交付金	77,962	77,962	
業務収入	107,750	91,501	(注1)
その他収入	279,701	157,529	(注2)
計	471,660	333,141	
支出			
業務経費	450,446	193,137	(注3)
借入金償還	26,498	16,944	(注4)
人件費	2,645	2,301	(注5)
一般管理費	1,036	1,330	(注6)
その他の支出	42	2	
計	480,667	213,713	

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

予算額と決算額の差額の説明

(注1) 乳製品の売渡数量が見込より下回ったことによる減等

(注2) 業務経費が見込より下回り資金より受入が下回ったことによる減等

(注3) 牛・豚枝肉価格が堅調に推移したことにより交付金の発動が見込みより下回ったことによる減

(注4) 借入金の償還が見込より下回ったことによる減

(注5) 若年齢層の増加等及び超過勤務の縮減により、見込より下回ったことによる減

(注6) 支払消費税が見込より上回ったことによる増

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/zaimu.html>

12 財務諸表

要約した法人単位財務諸表

(1) 貸借対照表 (令和2年3月31日)

(単位：百万円)

資産の部	金 額	負債の部	金 額
流動資産	446,296	流動負債	38,789
現金及び預金(※1)	433,248	運営費交付金債務	586
有価証券	10,899	預り補助金等	50
その他	2,149	短期借入金	25,065
		未払金	10,635
固定資産	60,601	その他	2,453
有形固定資産	789		
無形固定資産	2	固定負債	433,185
投資その他の資産	59,811	資産見返負債	222
投資有価証券	52,631	長期預り補助金等	430,946
関係会社株式	5,451	退職給付引当金	1,933
投資評価引当金	△59	その他	84
その他	1,788		
		負債合計	471,974
		純資産の部(※2)	金 額
		資本金	30,555
		政府出資金	30,555
		利益剰余金	4,369
		純資産合計	34,923
資産合計	506,898	負債純資産合計	506,898

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(2) 行政コスト計算書(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位：百万円)

区 分	金 額
I 損益計算書上の費用	282,734
業務費(※3)	192,870
一般管理費(※4)	2,300
その他(※5)	85,710
臨時損失(※6)	1,855
II 行政コスト合計	282,734

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(3) 損益計算書 (平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常費用 (A)	280,879
業務経費 (※3)	192,870
交付金	110,006
補助金	30,275
国庫納付金	25,744
人件費	1,374
減価償却費	34
その他	25,436
一般管理費 (※4)	2,300
人件費	1,006
減価償却費	34
その他	1,259
その他 (※5)	85,710
経常収益 (B)	160,860
運営費交付金収益	2,152
補助金等収益	67,467
事業収入	90,270
その他	971
臨時損失 (C) (※6)	1,855
臨時利益 (D)	111,154
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (E)	4,495
当期総損失 (A-B+C-D-E)	6,225

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(4) 純資産変動計算書 (平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日) (単位: 百万円)

	資本金 合計	利益剰余金 合計	純資産 合計
当期首残高	30,555	15,089	45,643
当期変動額			
利益剰余金(又は繰越欠損金(△))の当期 変動額(純額)		△10,720	△10,720
当期変動額計	0	△10,720	△10,720
当期末残高(※2)	30,555	4,369	34,923

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(5) キャッシュ・フロー計算書 (平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

(単位: 百万円)

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	90,589
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 23,240
人件費支出	△ 2,298
事業費支出	△ 153,912
一般管理費支出	△ 386
その他業務支出	△ 16
運営費交付金収入	2,608
補助金等収入	93,891
事業収入	90,387
国庫納付金の支払額	△ 25,744
政府交付金の精算による返還金の支出	△ 585
その他収入・支出	109,885
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 10,206
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 23,060
IV 資金増加額 (△資金減少額) (D=A+B+C)	57,322
V 資金期首残高 (E)	213,126
VI 資金期末残高 (F=D+E) (※7)	270,448

(注1) キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金 (※1)	433,248 百万円
うち定期預金	162,800 百万円
(差引) 資金残高 (※7)	270,448 百万円

(注2) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/zaimu.html>

1.3 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

各財務諸表の概要

(1) 貸借対照表

(資産)

令和元年度末現在の資産合計は 506,898 百万円と、前年度比 68,193 百万円増 (15.5%増) となっています。これは、現金及び預金が 433,248 百万円と、前年度比 73,722 百万円増 (20.5%増) となったことが主な要因です。

(負債)

令和元年度末現在の負債合計は 471,974 百万円と、前年度比 78,912 百万円増 (20.1%増) となっています。これは、長期預り補助金等が 430,946 百万円と、前年度比 73,665 百万円増 (20.6%増) となったことが主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より行政コスト計算書を開示しております。令和元年度の損益計算書上の費用並びに行政コストは、282,734 百万円となりました。

(3) 損益計算書

(経常費用)

令和元年度の経常費用は 280,879 百万円と、前年度比 82,905 百万円増 (41.9%増) となっています。これは、畜産勘定における過年度補助事業費返還金等の増により畜産業振興資金繰入が 85,664 百万円と、前年度比 74,023 百万円増 (前年度 11,641 百万円) となったことが主な要因です。

(経常収益)

令和元年度の経常収益は 160,860 百万円と、前年度比 9,004 百万円減 (5.3%減) となっています。これは、補助金等収益が 67,467 百万円と、前年度比 7,265 百万円減

(9.7%減) となったことが主な要因です。

(臨時利益)

令和元年度の臨時利益は111,154百万円と、前年度比83,481百万円増(前年度27,673百万円)となっています。これは、過年度補助事業費返還金等の額が109,301百万円と前年度比82,010百万円増(前年度27,292百万円)となったことが主な要因です。

なお、畜産業振興事業において補助金返還命令を発出したもののうち、令和元年度末において1件1,661百万円が未返還となっています。

(当期総損益)

上記損益の状況に臨時損失1,855百万円及び前中期目標期間繰越積立金取崩額4,495百万円を計上した結果、令和元年度の当期総損失は、6,225百万円と前年度比11,675百万円減(前期総利益5,450百万円)となっています。

(4) 純資産変動計算書

独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より純資産変動計算書を開示しております。令和元年度末の純資産は、利益剰余金が10,720百万円減少した結果、34,923百万円となりました。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和元年度の業務活動によるキャッシュ・フローは90,589百万円と、前年度比94,132百万円増(前年度△3,543百万円)となっています。これは、畜産勘定における過年度補助事業費返還金等の増によりその他の収入が109,243百万円と、前年度比81,864百万円増(前年度27,379百万円)となったことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和元年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△10,206百万円と、前年度比43,816百万円減(前年度33,610百万円)となっています。これは、定期預金の預入による支出と定期預金の払戻による収入との収支差が△16,400百万円と、前年度比41,600百万円減(前年度25,200百万円)となったことが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和元年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△23,060百万円と、前年度比8,603百万円増(前年度△31,663百万円)となっています。これは、短期借入れによる収入が52,163百万円と、前年度比13,339百万円増(前年度38,824百万円)となったことが主な要因です。

1.4 内部統制の運用に関する情報

A L I Cは、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を定めておりますが、その推進の中心となるものとして、内部統制委員会を置いています。

また、内部統制委員会は、「独立行政法人農畜産業振興機構の内部統制に関する基本方針」に定めるところにより、中期目標及び中期計画に基づき、法令等を遵守しつつ、業務を有効かつ、効率的に実施することを目的として設置されており、令和元年度においては、5月及び9月に開催し、内部統制に関する改善方針等について審議を行いました。

1.5 法人の基本情報

(1) 沿革

平成15年10月 農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金の統合により独立行政法人
農畜産業振興機構として設立

なお、当機構の前身となる法人の沿革は次のとおりです。

ア 農畜産業振興事業団

昭和36年12月 畜産振興事業団設立

昭和40年8月 糖価安定事業団設立

昭和41年3月 日本蚕糸事業団設立

昭和56年10月 糖価安定事業団と日本蚕糸事業団を統合し、蚕糸砂糖類価格安定事業団設立

平成8年10月 畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団を統合し、農畜産業振興事業団が設立

イ 野菜供給安定基金

昭和51年10月 設立

第1期中期目標期間 平成15年10月～平成20年3月

平成17年10月 神戸事務所廃止

平成19年10月 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付の業務の開始

〃 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しの業務の開始

平成19年12月 東京、千葉、横浜、名古屋、大阪、岡山、福岡及び宮崎の事務所廃止

平成20年1月 鹿児島事務所開設（鹿児島分室（平成19年4月開設）を改組）

第2期中期目標期間 平成20年4月～平成25年3月

平成20年4月 蚕糸業経営安定対策事業への補助の業務の廃止

〃 生糸の買入れ及び売渡しの業務の廃止

〃 繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その

	他の畜産業の振興に資するための事業（畜産業振興事業）への補助の業務の廃止
平成 22 年 8 月	シンガポール駐在員事務所廃止
平成 23 年 3 月	ワシントン、ブエノスアイレス、ブリュッセル、シドニー駐在員事務所廃止
第 3 期中期目標期間	平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月
第 4 期中期目標期間	平成 30 年 4 月～令和 5 年 3 月
平成 30 年 12 月	肉用牛及び肉豚についての交付金の交付の法制化業務の開始
〃	輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しの業務の開始

（２）設立に係る根拠法：独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）

（３）主務大臣

農林水産大臣

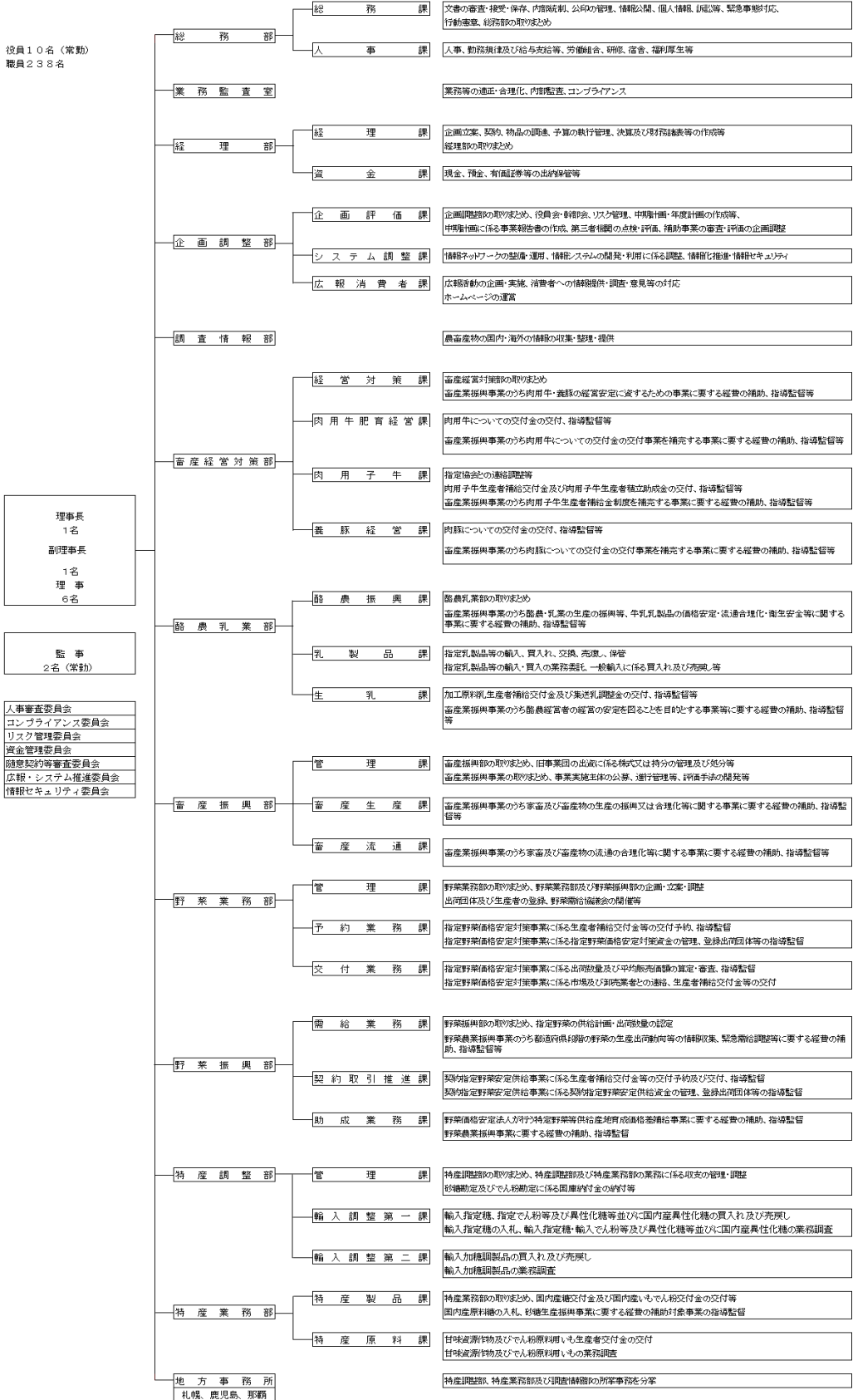
(4) 組織体制

組 織

(令和2年3月31日現在)

【11部 1室 3地方事務所】

役員10名(常勤)
職員238名



(5) 事務所の所在地

本部 : 東京都港区麻布台二丁目2番1号
 札幌事務所 : 北海道札幌市中央区北三条西七丁目一番地
 鹿児島事務所 : 鹿児島県鹿児島市西千石町17番3号
 那覇事務所 : 沖縄県那覇市久米二丁目4番14号

(6) 主要関連会社及び関連公益法人等の状況

名 称	業務の概要	出資目的
関連会社		
(株) 北海道畜産公社	家畜の処理及び冷蔵庫の経営 枝肉取引市場の経営 肉畜及び畜肉の販売及び加工販売	食肉の需給規模の拡大に対処し、食肉の流通過程の改善合理化を図ること等
(株) 秋田県食肉流通公社	肉畜のと畜、解体 枝肉及び副産物の買い取り並びに受託処理加工 食肉及び副産物の加工並びに貯蔵販売	肉畜処理能力の拡大及び食肉の安定的供給を図り、畜産振興、食肉流通の合理化及び食肉取引の近代化に資すること等
(株) 山形県食肉公社	食肉の生産処理及び保管 食肉、副産物の加工品の製造及び販売 食肉、副産物の冷蔵保管並びに委託処理	肉畜処理能力の拡大及び食肉の安定的供給を図り、食肉流通の合理化及び食肉取引の近代化に資すること等
(株) 群馬県食肉卸売市場	冷蔵冷凍保管業務 豚枝肉、牛枝肉、食肉副生物等の仕入 食肉、食肉副生物、食肉加工品等の製造及び販売	食肉市場価格の安定及び肉畜生産の安定を図るとともに部分肉の流通を推進すること等
(株) 全日本農協畜産公社	畜産物の流通改善に関する事業 畜産物の加工処理及び販売 畜産物の冷蔵保管	畜産資源の価値を高め、畜産振興の安定的発展を図ること
(株) 山梨食肉流通センター	家畜のと畜、解体 食肉の処理、加工、販売 食肉市場の運営	畜産農家が安定的に出荷できる流通拠点を確保し、消費者に対し新鮮かつ安全な食肉を提供する流通拠点を整備し、畜産振興及び食肉流通の合理化、近代化に資すること
(株) 富山食肉総合センタ	肉畜のと畜解体処理	肉畜処理の円滑化と食肉の安定供

—	食肉の加工処理 食肉の冷蔵保管	給を図り、もって畜産振興及び食肉流通の合理化、近代化に資すること等
(株) 鳥取県食肉センター	家畜のと畜、解体 食肉の処理、加工及び販売 副産物（原皮、内臓、骨等）の処理、加工及び販売	鳥取県肉畜生産の振興と食肉流通体系の近代化を図ること等
(株) 香川県畜産公社	獣畜のと畜解体処理 部分肉の処理、加工、保管 自社の敷地、建物、施設の管理運営	香川県肉畜生産の安定的基盤の確立と食肉流通の改善合理化をはかり畜産事業の発展向上を図ること等
JA えひめアイパックス (株)	家畜の処理・解体 家畜の内臓処理及び販売 食肉加工品の製造及び販売	肉畜処理能力の拡大及び食肉の安定的供給を図り、畜産振興、食肉流通の合理化及び食肉取引の近代化に資すること等
(株) 熊本畜産流通センター	肉畜のと畜・解体 食肉の製造加工及び販売 内臓など副産物の処理販売	加工処理機能の整備強化並びに販売体制の拡充強化を図り、産地食肉センターとして熊本県畜産の振興に寄与するとともに消費者のニーズに応える食肉流通拠点施設として経営すること
(株) ナンチク	食肉の製造及び販売 農産加工品の販売	食肉の製造及び販売並びにこれらに附帯する事業を営むこと等
(株) JA 食肉かごしま	牛・豚のと畜解体処理加工 豚の生産・販売	肉畜処理能力の拡大及び食肉の安定的供給を図り、食肉流通の合理化及び食肉取引の近代化に資すること
(株) 沖縄県食肉センター	肉畜の集荷及び食肉、加工品の販売 家畜のと畜解体、処理加工 食肉及び副産物の冷蔵保管	肉畜の集荷及び食肉、加工品の販売等の事業を営むこと等
四国乳業(株)	牛乳の処理及び販売 乳製品の製造及び販売 清涼飲料の製造及び販売	近代的な牛乳乳製品の処理加工施設の建設により、牛乳乳製品の製造コストを引下げるとともに、生乳の流通の合理化を図り、酪農経営の安定に資すること等

名 称	業務概要	出資目的
関連公益法人等		
(一財) 生物科学安全研究所	医薬品、飼料等及び畜産物の安全性等の研究、検査及び技術の指導 実験動物としての家畜及び家禽の研究	家畜、家きんに使用する医薬品及び飼料の安全性と遺伝に及ぼす影響等の生物科学に関する研究、検査及び技術の指導を行い、もって学術の発展と畜産業の振興に寄与すること
(公財) 日本食肉流通センター	部分肉の取引のための施設の貸付けに関する事業 部分肉の取引数量、取引価格等の情報の収集及び公表 部分肉の流通の改善及び合理化のための調査研究等	部分肉の取引の適正化のための業務を行うことにより、食肉流通の改善及び合理化を推進し、もって畜産及びその関連産業の発展と国民の食生活の改善に資すること
(公財) 日本食肉消費総合センター	食肉の消費普及及び啓発宣伝 食肉の栄養及び調理に関する知識及び情報の収集、普及及び広報 食肉の生産・流通・消費の実情、動向の総合的調査研究と国際交流	食肉に関する知識及び情報の提供、食肉の消費普及、食肉の生産、流通及び消費に関する調査研究及び国際交流等を行い、もって国民の食生活の安定及び改善並びに畜産業及び食肉産業の近代化に資すること
(公財) 日本食肉生産技術開発センター	食肉等の処理等の機械、施設、システムについての調査 研究開発、情報収集、提供、コンサルタント業務	と畜から食肉等の処理、加工、流通及び販売に至る分野における機械、施設及びシステムについての研究開発、情報の収集等を行い、食肉等の生産、流通及び販売の改善及び合理化を推進し、もって畜産及び食肉産業の発展と食生活の改善に資すること
(公財) 加古川食肉公社	食肉産業振興に関する指導育成事業 食肉卸売市場の開設 食肉センターの近代化整備及び管理運営に関する事業	食肉流通機構の合理的改善と広域的な食肉供給拠点としての役割を確保することにより、安定的に食肉を供給するとともに、食生活の改善に関する知識の普及啓発を行い、もって地域社会の発展等に寄与すること

(公財)奈良県食肉公社	と畜場の設置及び管理運営に関する事業 食肉市場の開設及び管理運営に関する事業 治水、環境対策に関する事業	肉畜処理の円滑化と食肉の安定供給を図り、もって畜産振興及び食肉流通の合理化、近代化に資すること
-------------	--	---

(注) 詳細につきましては、附属明細書をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/zaimu.html>

(7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経常費用	206, 241	326, 837	203, 538	197, 975	280, 879
経常収益	197, 395	178, 201	198, 634	169, 865	160, 860
当期総損益	18, 369	△ 5, 202	1, 375	5, 450	△6, 225
資産	378, 356	484, 501	473, 092	438, 705	506, 898
負債	320, 701	438, 103	425, 319	393, 062	471, 974
利益剰余金 (又は繰越欠損金)	27, 064	15, 843	17, 218	15, 089	4, 369
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3, 145	108, 027	△ 4, 428	△ 3, 543	90, 589
投資活動によるキャッシュ・フロー	15, 328	53, 664	25, 846	33, 610	△10, 206
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 23, 155	△ 1, 486	△ 7, 382	△ 31, 663	△23, 060
資金期末残高	40, 482	200, 687	214, 723	213, 126	270, 448

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画 (法人単位) (令和2年4月1日当初)

【予算】

(単位: 百万円)

収 入	金 額	支 出	金 額
運営費交付金	2,653	業務経費	394,519
国庫補助金	5,939	借入金償還	29,800
その他の政府交付金	70,135	人件費	2,749
業務収入	90,102	一般管理費	1,217
拠出金	5,592	その他支出	50
負担金	1,132		
納付金	830		
資金より受入	192,627		
借入金	38,033		
諸収入	7,438		
合 計	414,482	合 計	428,336

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

【収支計画】

(単位: 百万円)

区 分	金 額
費用の部	395,169
経常費用	395,169
業務経費	391,115
人件費	2,745
一般管理費	1,207
その他支出	50
減価償却費	51
収益の部	373,388
経常収益	366,450
運営費交付金収益	2,619
補助金等収益	274,780
業務収入	88,196
資産見返運営費交付金戻入	5
資産見返補助金戻入	9
賞与引当金見返に係る収益	158
退職給付引当金見返に係る収益	184

諸収入	500
臨時利益	6,938
過年度補助事業費返還金等	6,938
純利益（△純損失）	△ 21,781

（注）各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

【資金計画】

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	753,382
業務活動による支出	387,516
投資活動による支出	248,605
財務活動による支出	39,838
次年度への繰越金	77,422
資金収入	753,382
業務活動による収入	181,968
投資活動による収入	315,100
財務活動による収入	46,807
前年度繰越金	209,507

（注）各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

詳細につきましては、年度計画をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/keikaku.html>

16 参考情報

（1）要約した法人単位財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、普通預金、定期預金など

有価証券：満期保有目的の債券で、満期日が1年以内に到来するもの

その他（流動資産）：未収金、未収収益、前払費用など

有形固定資産：建物、車両運搬具、工具器具備品及び土地であり、長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：電話加入権

投資有価証券：満期保有目的の債券で、満期日の到来が1年を超えるもの及び関係会社以外（出資比率20%未満）の有価証券

関係会社株式：出資比率が20%以上の株式

投資評価引当金：関係会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて

算出した額が取得原価よりも下落した場合における当該下落額
 その他（投資その他の資産）：敷金保証金、自動車リサイクル預託金
 運営費交付金債務：国から交付された運営費交付金のうち未実施の部分に該当する債務残高
 預り補助金等：業務を実施するために国から交付された補助金等のうち、1年以内に使用されると認められる未実施の部分に該当する債務残高
 短期借入金：事業資金の調達のため金融機関から借り入れた借入金で、返済日が1年以内に到来するもの
 未払金：売買事業費未払金、未払費用に属さない未払債務の総称
 その他（流動負債）：リース債務、未払費用、受入保証金など
 資産見返負債：国から交付された運営費交付金や補助金等で償却資産を取得した場合に計上される負債額
 長期預り補助金等：業務を実施するために国から交付された補助金等のうち、1年を超えて使用されると認められる未実施の部分に該当する債務残高
 引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金が該当
 その他（固定負債）：リース債務
 政府出資金：国からの出資金であり、財産的基礎を構成

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失
 行政コスト：アウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務経費：業務に要した費用
 交付金：肉用牛肥育経営安定交付金、肉豚経営安定交付金、加工原料乳生産者補給交付金、指定野菜生産者補給交付金、契約指定野菜交付金、甘味資源作物交付金、国内産糖交付金、でん粉原料用いも交付金、国内産いもでん粉交付金、肉用子牛生産者補給交付金
 補助金：畜産業振興事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、契約特定野菜等安定供給促進事業、緊急需給調整事業、加工・業務用野菜生産基盤強化事業により交付した補助金
 国庫納付金：糖価調整事業収入及びでん粉価格調整事業収入の一部を国の特別会

計へ納付するもの

人件費：給与、賞与、法定福利費等、役職員等に要する経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

一般管理費：管理業務に要した費用

その他（経常費用）：畜産業振興資金繰入、賠償償還及払戻金、支払利息、雑損

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

補助金等収益：国からの補助金等のうち、当期の収益として認識した収益

事業収入：輸入乳製品売渡収入、糖価調整事業収入、でん粉価格調整事業収入

その他（経常収益）：資産見返運営費交付金戻入、資産見返補助金等戻入、受取利息、有価証券売却益、雑益

臨時損失：関係会社株式評価損、固定資産除却損など

臨時利益：過年度補助事業費返還金等、投資評価引当金戻入益など

前中期目標期間繰越積立金取崩額：前中期目標期間から繰り越された積立金の当期の費用発生による取崩額

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、
原材料、商品又はサービスの購入による支出、
人件費支出、事業費支出など

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定
資産や有価証券の取得・売却等による収入・
支出

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入れ・返済による収入・支出など

(2) その他公表資料等との関係の説明

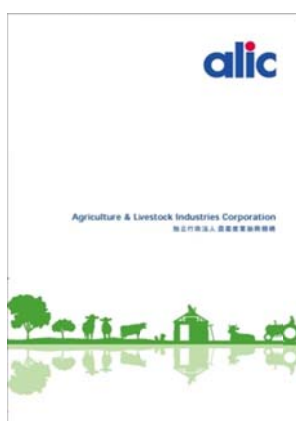
◆ホームページでは、ALICの法人情報、業務関連情報、統計資料等のほか、くらしに役立つ農畜産物の消費者向け情報も発信しています。



◆問い合わせ・相談窓口



◆パンフレット



◆広報誌

